

沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）

令和6年3月4日決定
令和9年3月〇日一部改定

令和9年3月
沖 縄 県

【 目 次 】

第1章 基本事項	1
1 目的	1
2 根拠規定	2
3 対象期間	2
4 本運営方針における県、市町村及び国保連合会の役割	2
第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者等の状況	3
1 保険者（市町村）、被保険者数及び世帯数	3
2 被保険者の年齢構成及び職業	4
3 一人当たり課税標準額（所得）	6
4 世帯の所得階層分布	7
第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	8
1 医療費の動向と将来の見通し	8
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等	18
3 財政安定化基金の運用	20
第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法	23
1 保険料（税）の現状	23
2 保険料（税）水準の統一	26
3 標準的な保険料（税）算定方式	28
4 標準的な収納率	29
5 国保事業費納付金の算定方法	29
第5章 保険料（税）の徴収の適正な実施	33
1 保険料（税）の収納状況	33
2 保険料（税）の収納対策	38
第6章 保険給付の適正な実施	42
1 レセプト点検の充実強化	42
2 第三者行為求償事務の取組強化	43
3 療養費支給事務の適正化	46
4 高額療養費支給事務の適正実施	48
5 県による保険給付の点検、不正請求への対応等	50
6 資格の適用適正化と過誤調整等の取組	51
第7章 医療費の適正化の取組	54
1 特定健康診査・特定保健指導の実施	54
2 生活習慣病の発症予防・重症化予防	59
3 適正受診、適正服薬の促進	61

4	後発医薬品の使用促進	6 1
5	医療費通知の実施	6 2
6	高医療費の市町村の医療費適正化の取組	6 3
7	医療費適正化計画との関係	6 3
第8章	市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	6 4
1	市町村が担う事務の標準化等の推進	6 4
2	市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進	6 4
3	市町村事務処理標準システム等の導入	6 5
第9章	保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	6 6
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	6 6
2	がん検診及び歯科健診との連携	6 6
3	他計画との整合性	6 7
第10章	施策の実施のための体制	6 8
1	関係機関相互間の連携	6 8
2	P D C Aサイクルの実施等	6 8
別表第1	(第8章関係) 保険者事務の標準化の実施	6 9
別表第2	(第8章関係) 国保連合会による保険者事務の共同実施・共同事業	7 0

第1章 基本事項

1 目的

沖縄県で、国民皆保険制度の基盤となる国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が適用されたのは、27 年間に及ぶアメリカ合衆国の施政権下から日本本土に復帰した昭和 47 年（1972 年）5 月であり、昭和 48 年（1973 年）4 月までに県内全ての市町村において国民健康保険事業が実施され、国民皆保険が達成された。

以来、市町村が運営する国民健康保険（以下「市町村国保」という。）は、被用者保険等の加入者を除いた、全ての住民が加入する国民皆保険の最後の砦として、重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、全国の市町村国保は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成及び保険料（税）の負担率が高く、高齢化の進展等に伴い医療に係る支出は増え続けていく一方、低所得者が多く保険料（税）収入の確保が難しいことから、繰上充用による財政運営及び決算補填目的の法定外繰入金に頼らざるを得ないという構造的な課題を抱えている。全国でも下位にある所得水準で、高齢化が進展する本県の市町村国保も同様の状況にある。

加えて、本県は多くの島々からなる島しょ県であり、財政運営が不安定となりやすい小規模保険者が多く、市町村国保間の医療費水準、所得水準及び保険料（税）負担率の格差が全国と比べて大きい。

県では、累次の改正国民健康保険法に基づく市町村国保の広域化や財政の安定化を推進することを目的として、これまで「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金」の設置（平成 14 年（2002 年））、「沖縄県国民健康保険調整交付金」の交付（平成 17 年（2005 年））、「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」の策定（平成 22 年（2010 年））等による取組を進めてきた。

そのような中、「社会保障と税の一体改革」（平成 24 年（2012 年））の一環として、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）」が制定された。

同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成 30 年（2018 年）度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされ、市町村においては、地域住民と身近な関係の中で、被保険者の資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事務・事業を引き続き担うこととされた。

平成 30 年（2018 年）3 月に、沖縄県が市町村とともに国民健康保険の保険者となるに当たり、これまでの広域化に向けた取組を引き継ぎ、全ての市町村の意見を聴取して、

県内の統一的な運営方針である「沖縄県国民健康保険運営方針」を定めた。

平成 30 年（2018 年）度の国保改革以降の国保運営は、関係者による丁寧な作業の結果、おおむね順調に実施されており、また、改革に伴う公費拡充等により本県の国保財政における赤字額は縮小の傾向にある。

引き続き、本県国民健康保険の安定的な運営、負担の公平化及び医療費の適正化を目指し、併せて、市町村が担う事務の標準化、効率化、共同処理等を一層推進することを目的に「沖縄県国民健康保険運営方針（第 3 期）」（以下「本運営方針」という。）を定める。

2 根拠規定

本運営方針は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 82 条の 2 の規定に基づき策定するものである。

3 対象期間

本運営方針の対象期間は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日までの 6 年間とし、令和 9 年（2027 年） 月 日に中間見直しを行った。

なお、見直しは、市町村等関係機関と協議を行い、沖縄県国民健康保険運営協議会へ諮問し、審議・答申を経た上で行った。

4 本運営方針における県、市町村及び国保連合会の役割

県は、財政運営の責任主体として、市町村等と連携して安定的な運営及び事務の適正の確保に努めるとともに、市町村が担う事務の標準化・効率化等を推進する。

市町村は、被保険者の資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事務・事業を引き続き担うとともに、国保法第 82 条の 2 第 9 項の規定に基づき、本運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、同条第 10 項の規定に基づき、本運営方針の作成及び本運営方針に定める施策の実施に関し、必要な協力を行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や自然災害等、被保険者の生活に著しい影響を与える事態が生じ、当該事態に対応した施策が講じられる場合は、県、市町村及び国保連合会は、連携して当該施策の実施に必要な措置を講じるなど、当該事態に対応するよう努めるものとする。

第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者等の状況

1 保険者（市町村）、被保険者数及び世帯数

（1）保険者（市町村）

令和6年度の本県市町村国保における保険者数は41市町村で、保険財政が不安定になるリスクが高いとされる被保険者数3,000人未満の小規模保険者は17町村（41.5%）、さらに、1,000人未満の保険者は12町村（29.3%）となっている。（図表2－1）

また、被保険者数が最も多い那覇市が6万9,766人であるのに対し、最も少ない渡名喜村では99人となっており、保険者規模の格差は大きい。

（2）被保険者世帯数及び被保険者数

令和6年度の被保険者世帯数は22万6,048世帯、被保険者数は35万3,937人で、本県の総人口148万4,081人（住民基本台帳人口）に占める被保険者数の割合は23.8%であり、加入割合は減少傾向にある。（図表2－2）

また、一世帯当たりの被保険者数は1.57人で、減少傾向にある。（図表2－3）

図表2－1 保険者規模別市町村数（令和6年度）

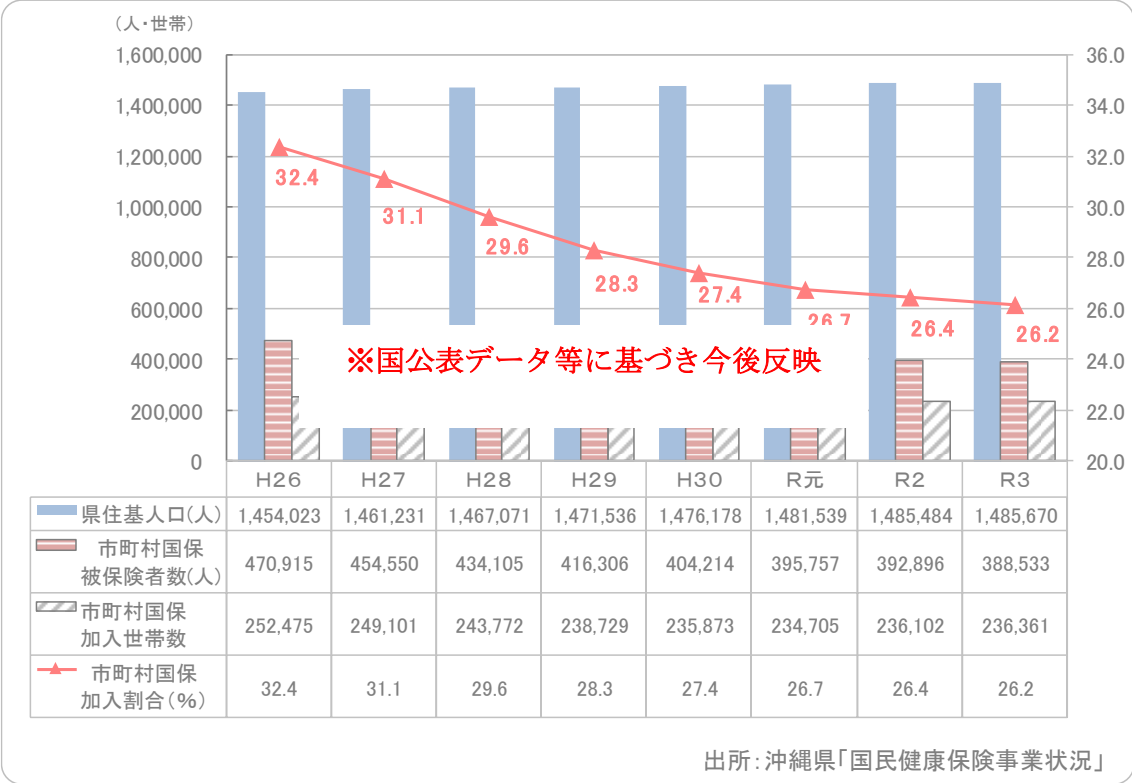
	1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上	計
全国	196	372	244	322	394	80	108	1,716
	11.4%	21.7%	14.2%	18.8%	22.9%	4.7%	6.3%	100%
沖縄県	11	6	6	6	9	2	1	41
	26.8%	14.6%	14.6%	14.6%	22.0%	4.9%	2.5%	100%

東村 国頭村 今帰仁村 北谷町 宜野湾市 うるま市 那覇市
 渡嘉敷村 大宜味 宜野座 伊江 久米島町 嘉手納町 与那原町 八重瀬町 南風原町 名護市 糸満市 読谷村 豊見城市 南城市
 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 多良間村 与那国町

※国公表データ等に基づき今後反映

出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

図表 2-2 本県の総人口、市町村国保被保険者・世帯数の推移（平成 29～令和 6 年度）



図表 2-3 一世帯当たり被保険者数の推移（平成 29～令和 6 年度）

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
一世帯当たり被保険者数(人)	1.8						1.66	1.64

※国公表データ等に基づき今後反映

出所：沖縄県「国民健康保険事業状況」

2 被保険者の年齢構成及び職業

(1) 被保険者の年齢構成

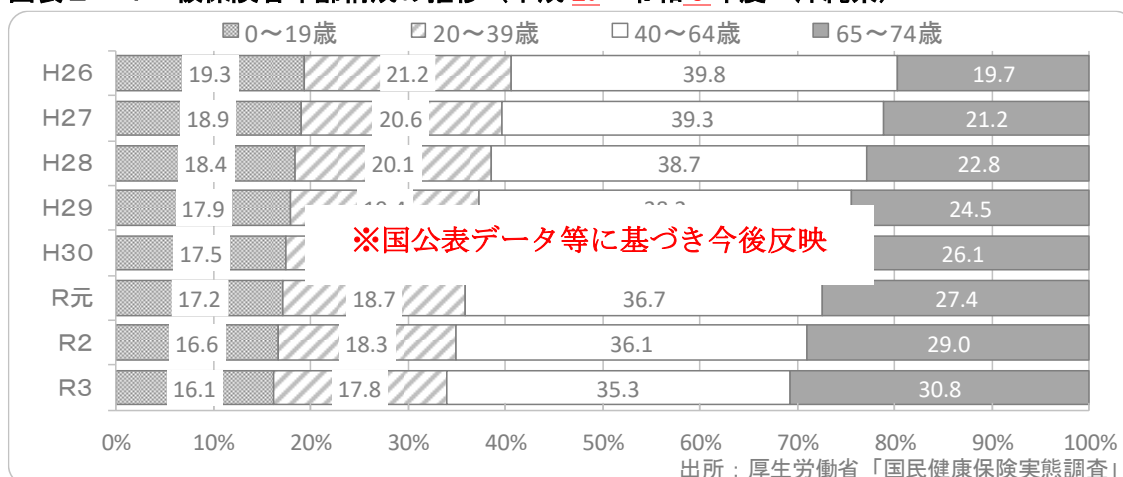
令和 6 年度の被保険者の年齢構成は、0 歳～19 歳が 15.8%、20 歳～39 歳が 17.8%、40 歳～64 歳が 34.6%、65 歳～74 歳が 31.8%となっている。

0 歳～19 歳の割合は全国で最も高い一方、65 歳～74 歳の割合は東京都に次いで 46 位と低くなっている。（図表 2-4、2-5）

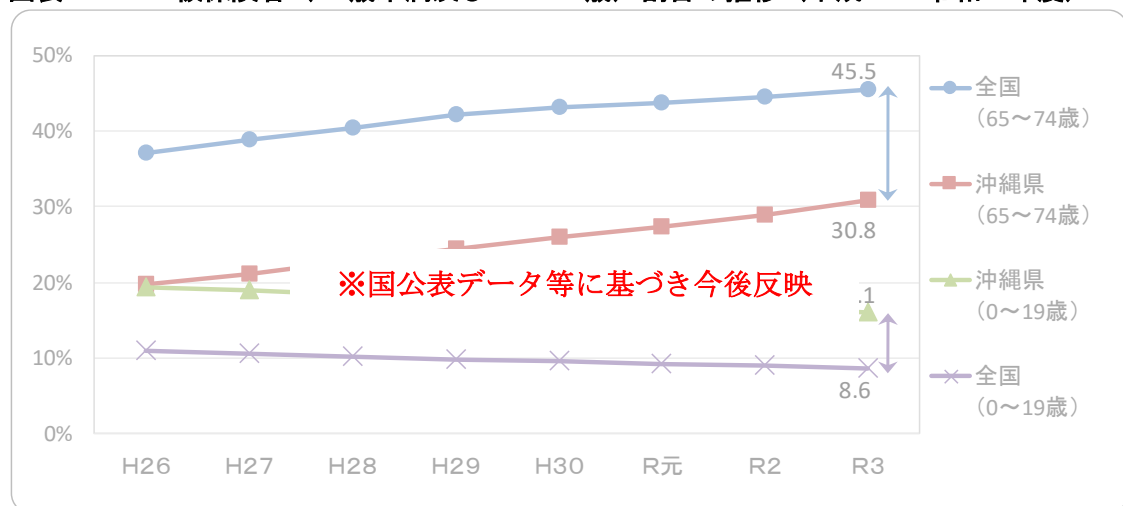
(2) 被保険者（世帯主）の職業

被保険者（世帯主）の職業の割合は、「無職」（退職者、年金生活者など）が最も多く、__%を占める。続いて、「被用者」が__%、「その他の自営業」が__%、「農林水産業」が__%となっている。（図表 2-6）

図表 2-4 被保険者年齢構成の推移（平成 29～令和 6 年度・沖縄県）



図表 2-5 被保険者（20 歳未満及び 65～74 歳）割合の推移（平成 26～令和 3 年度）

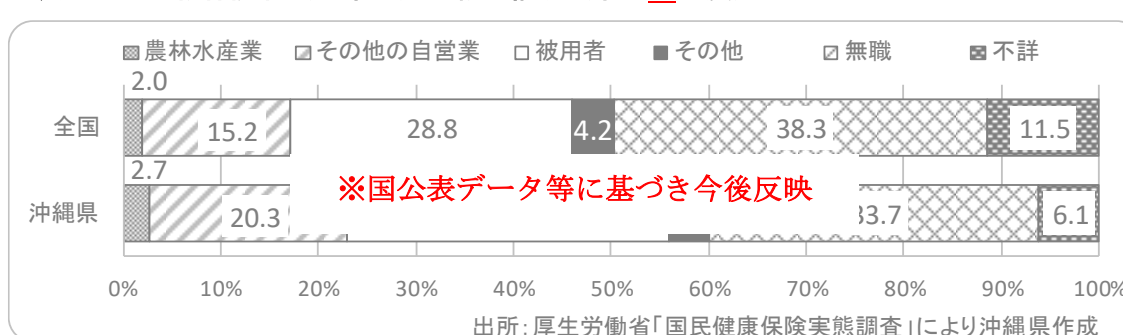


令和 3 年度

> 0～19歳の割合 1位：沖縄県(16.1%) 2位：福岡県(10.5%) 3位：大阪府(10.2%)
 > 65～74歳の割合 45位：大阪府(40.1%) 46位：東京都(34.8%) 47位：沖縄県(30.8%)

出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

図表 2-6 被保険者（世帯主）の職業構成（令和 6 年度）



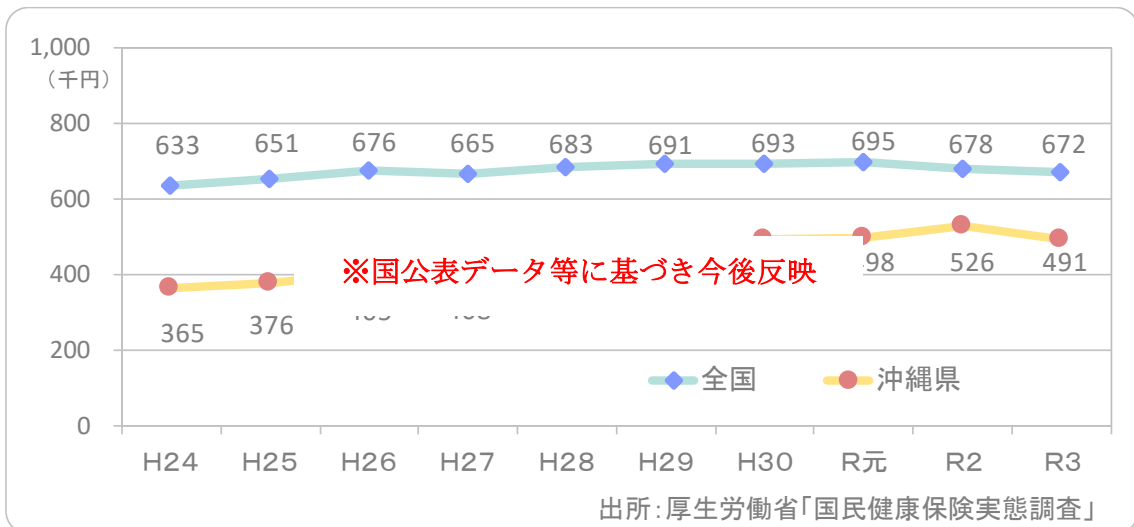
3 一人当たり課税標準額（所得）

令和6年度の本県市町村国保の一人当たり課税標準額（所得）（注）は55万7千円で、全国平均（75万6千円）の約7割の水準であり、都道府県別で36位となっている。（図表2-7、2-8）

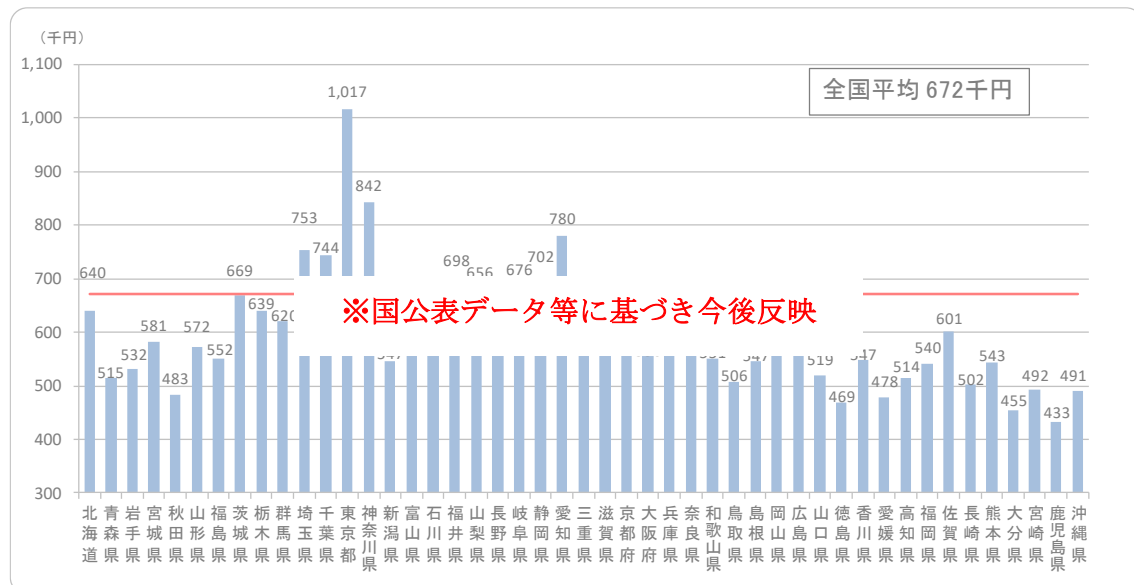
市町村別で見ると、北大東村（104万7千円）が最も高く、最も低い粟国村（29万6千円）との所得格差は3.5倍となっている。（図表2-9）

（注）課税標準額（所得）：総所得金額等から基礎控除分を除いた額で、いわゆる旧ただし書所得をいう。

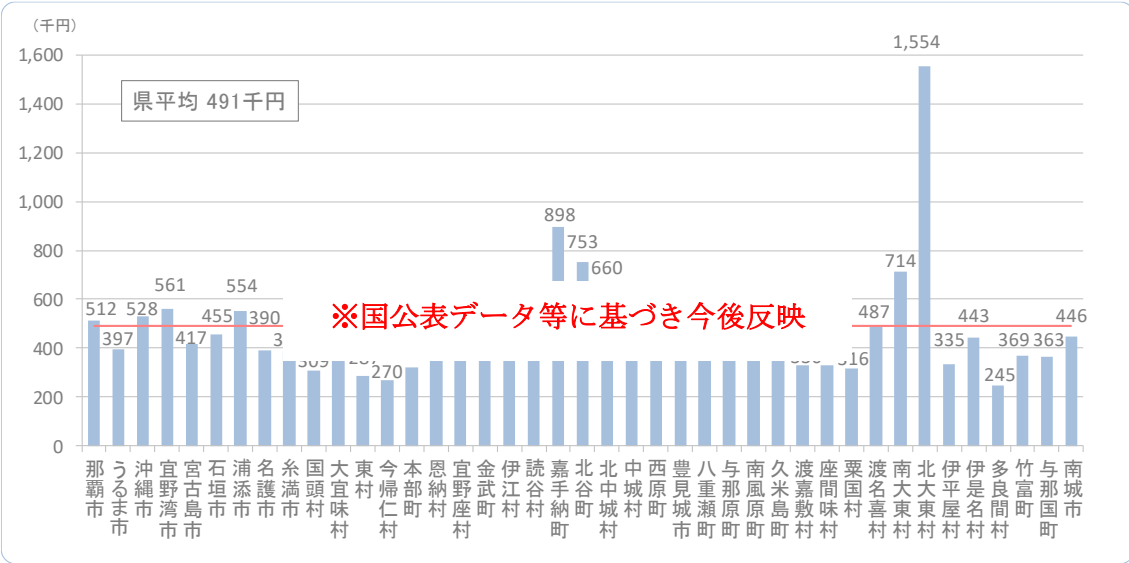
図表2-7 一人当たり課税標準額の推移（平成27～令和6年度）



図表2-8 都道府県別一人当たり課税標準額（令和6年度）



図表 2－9 市町村別一人当たり課税標準額（令和6年度）

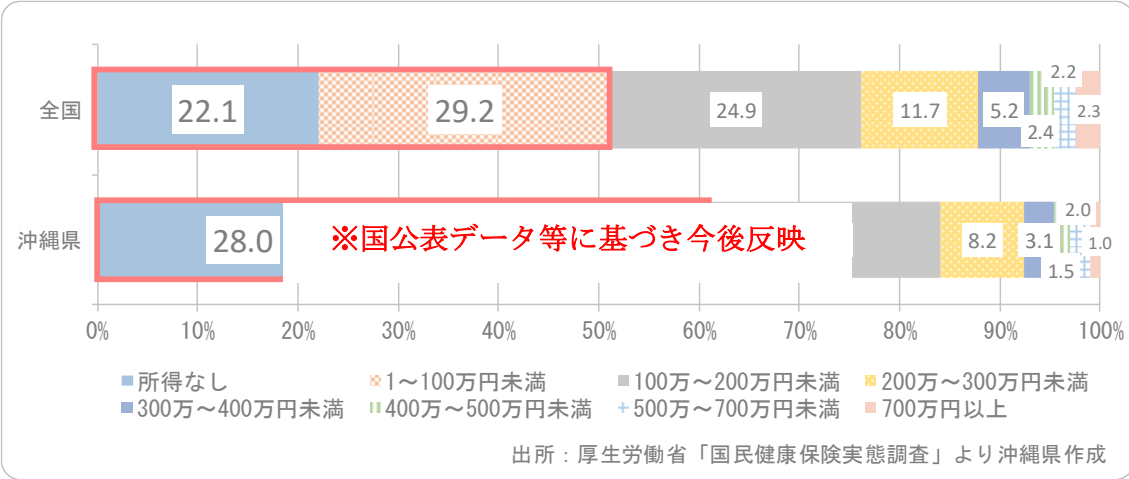


出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」より沖縄県作成

4 世帯の所得階層分布

所得なしの世帯及び1～100万円未満の世帯の全体に占める割合は 63.2% であり、全国（ %）と比較して低所得世帯の占める割合が高い。（図表 2－10）

図表 2－10 世帯の所得階層別割合（令和6年度）



出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」より沖縄県作成

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

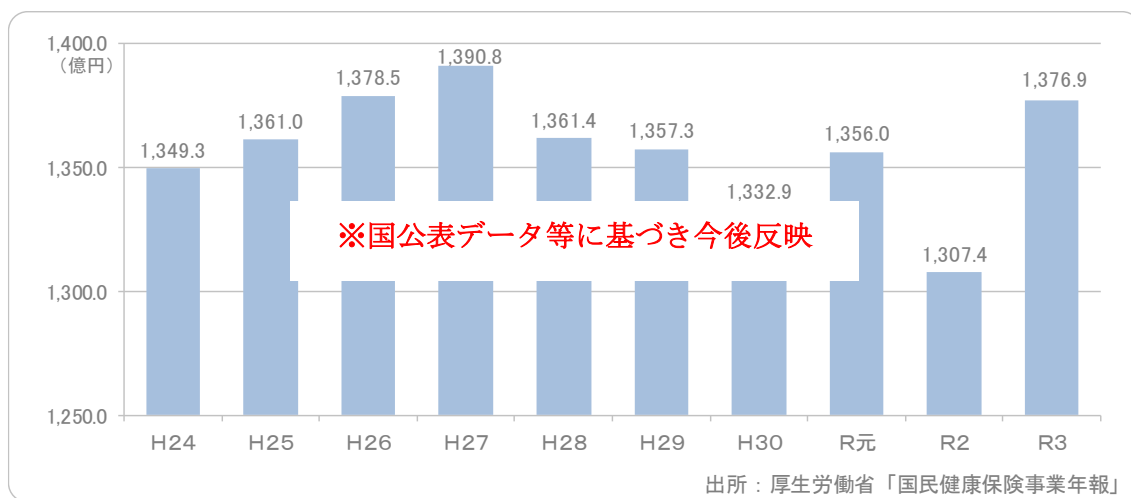
1 医療費の動向と将来の見通し

(1) 医療費の動向

ア 医療費の推移

本県市町村国保の医療費（「療養諸費」をいう。）は令和3年度以降、高止まり傾向にあるが、令和6年度は前年度に比べて約17億円、伸び率で約1.2%減少となっている。（図表3-1）

図表3-1 医療費（療養諸費）の推移（平成24～令和6年度・県内市町村国保）



イ 一人当たり医療費の推移

令和6年度の本県市町村国保の一人当たり医療費は37万7,858円で、全国では_____番目に低く、全国平均の_____円と比べて_____円低くなっている。

市町村別で見ると、渡名喜村（56万3,116円）が最も高く、最も低い竹富町（19万5,323円）との格差は2.88倍となっている。（図表3-2～3-4）

一人当たり医療費を年齢階級別に全国と比較すると、65～69歳及び70～74歳において、全国平均より約_____万円から_____万円高くなっている。（図表3-5）

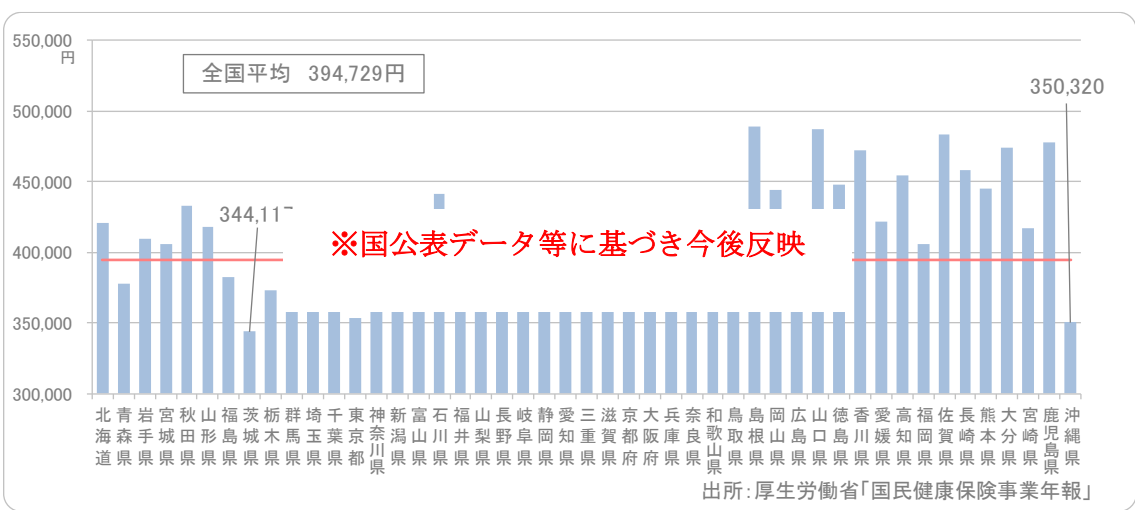
また、令和5年度の一人当たり医療費を3要素（受診率(注)、一件当たり日数、一日当たり医療費）で分析すると、本県の受診率は_____％で、全国（_____％）と比べて_____、一件当たり日数及び一日当たり医療費は_____となっている。（図表3-6）

（注）受診率：一人当たりの年間の保険医療機関受診件数

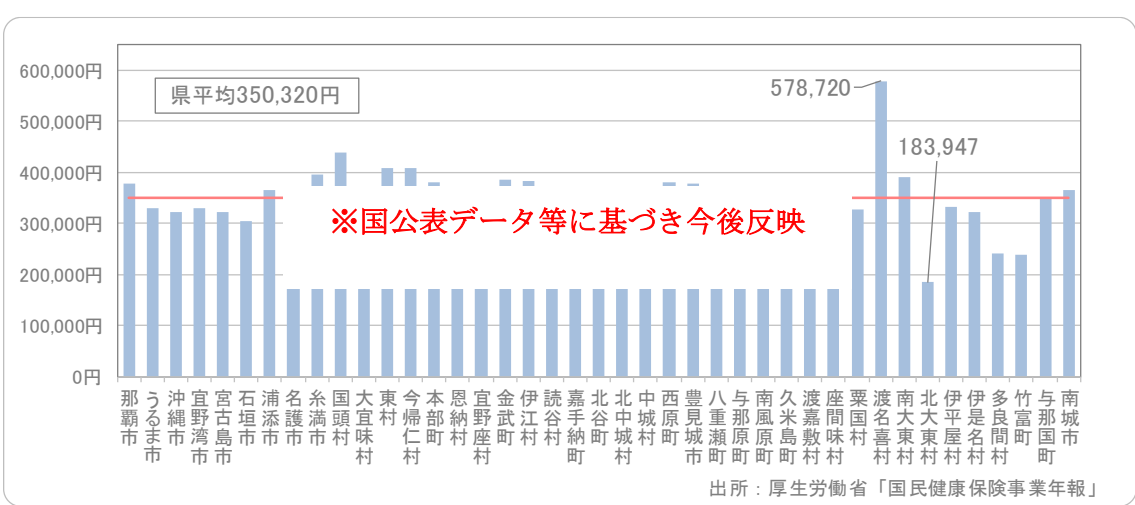
図表 3-2 一人当たり医療費の推移（平成 24～令和 6 年度・市町村国保）



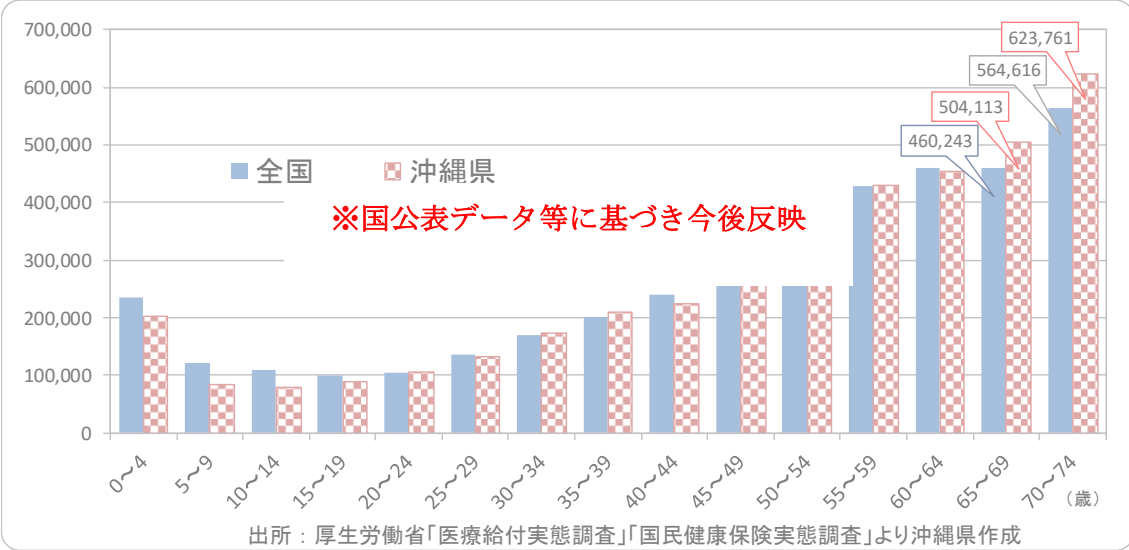
図表 3-3 都道府県別一人当たり医療費（令和 6 年度・市町村国保）



図表 3-4 市町村別一人当たり医療費（令和 6 年度・市町村国保）



図表 3-5 年齢階級別一人当たり医療費（令和 6 年度・市町村国保）



図表 3-6 一人当たり医療費の 3 要素分析（令和 年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
全国	386	※国公表データ等に基づき今後反映		19,288円
沖縄県	344			21,439円

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

（注）医療費を地域又は保険者別に比較する場合は、一般に、医療費総額を加入者数で割った「一人当たり医療費」による比較や「一人当たり医療費」を以下の3要素に分解した比較が行われている。

$$\begin{aligned} \text{（加入者）一人当たり（年間）医療費} &= \text{一人当たり受診延べ日数} \times \text{一日当たり医療費} \\ &= \frac{\text{※ 受診率}}{\text{レセプト件数}} \times \frac{\text{一件当たり日数}}{\text{レセプト件数}} \times \frac{\text{一日当たり医療費}}{\text{レセプト件数}} \\ &\quad \text{（受診発生率）} \quad \text{（受診の期間）} \quad \text{（受診の単価）} \end{aligned}$$

※受診率は、一人当たりのほか、100人当たりで算出する場合等がある。

ウ 医療の提供状況と一人当たり医療費の状況

令和 年度の本県の人口 10 万対医療施設数は、病院が 施設（全国 ）、一般診療所は 施設（同 ）、歯科診療所は 施設（同 ）となっている。「沖縄県医療計画」で設定されている保健医療圏（二次医療圏）ごとの医療施設数を見ると、病院、一般診療所及び歯科診療所とも、人口が集中する中部及び南部圏域に集中している。

人口 10 万対医療施設数で見ると、病院については、北部及び宮古圏域は全国よ

り多く、中部、南部及び八重山圏域は全国より少なくなっている。また、一般診療所については、八重山圏域は全国より多く、北部、中部、南部及び宮古圏域は全国より少なくなっている。歯科診療所は、全ての圏域で全国より少なくなっている。（図表３－７）

二次医療圏ごとの人口 10 万対病院病床数で見ると、北部、南部及び宮古圏域は全国より多く、中部及び八重山圏域は全国より少なくなっている。人口 10 万対病院病床数と一人当たり入院医療費の関係をみると、宮古圏域の病院病床数は全国より多くなっているが、一人当たり入院医療費は全国より低い。（図表３－８）

図表３－７ 二次医療圏別医療施設の状況と一人当たり医療費（令和__年度）

		病院		一般診療所		歯科診療所		一人当たり 医療費(円)	地域差 指 数 (年齢調整後)
		施設数	人口10万対	施設数	人口10万対	施設数	人口10万対		
全国		8,205	6.5	104,292	83.1	67,899	54.1	386,610	1.000
沖縄県		89						344,417	1.050
二次医療圏	北部	9	※国公表データ等に基づき今後反映					375,912	1.062
	中部	28						319,417	0.988
	南部	45	6.1	522	70.7	333	45.1	367,909	1.081
	宮古	4	7.5	39	73.0	26	48.7	309,425	0.876
	八重山	3	5.5	48	88.6	23	42.4	293,859	0.900

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」、沖縄県「衛生統計年報」

図表３－８ 二次医療圏別病院病床数の状況と一人当たり入院医療費（令和__年度）

		病院病床数	人口10万対	一人当たり 入院医療費(円)	地域差指数 (年齢調整後)
全国		1,500,057	1,195.2	151,415	1.000
沖縄県		10,605	1,267.4	157,051	1.230
二次医療圏	北部	※国公表データ等に基づき今後反映			1.303
	中部				1.131
	南部	9,553	1,293.0	171,096	1.294
	宮古	758	1,418.6	135,204	0.980
	八重山	474	874.8	127,708	1.010

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」、沖縄県「衛生統計年報」

エ 診療種別医療費の状況

（ア）入院

令和__年度の本県市町村国保の被保険者一人当たり入院医療費は 19 万 6,059 円 で、全国（16 万 232 円）と比べて 3 万 5,827 円 高くなっている。（図表３－９）

一日当たり入院医療費は_____で、全国（_____）と比べて_____なっている。

一人当たり受診率は_____%で、全国と同値となった。

一件当たり日数は__日で、全国（__日）と比べて__日多い。

入院医療費の疾病別寄与度（あるデータ（医療費）の増減にどの構成要素（疾病）がどの程度寄与しているかを示す。）を見ると、「循環器系の疾患」が最も高く、次いで「精神及び行動の障害」、「神経系の疾患」、COVID-19を含む「特殊目的用コード」、「呼吸器系の疾患」の順となっている。（図表3-10）

図表3-9 一人当たり入院医療費の3要素分析（令和__年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
全国	15	※国公表データ等に基づき今後反映		39,881円
沖縄県	15			37,587円

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

図表3-10 入院医療費の疾病別寄与度（令和__年度・県内市町村国保）

疾病分類	寄与度(降順)
Ⅸ 循環器系の疾患	0.0676
Ⅴ 精神及び行動の障害	0.0598
Ⅵ 神経系の疾患	0.0288
ⅩⅩⅡ 特殊目的用コード	0.0218
Ⅹ 呼吸器系の疾患	0.0159
ⅩⅨ 損傷、中毒及びその他の外因の影響	0.0126
ⅩⅠ 消化器系の疾患	0.0124
ⅩⅣ 腎尿路生殖器	0.0105
Ⅰ 感染症及び寄	0.0085
ⅩⅢ 筋骨格系及び	0.0073
ⅩⅡ 皮膚及び皮下組織の疾患	0.0052
ⅩⅧ 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.0028
ⅩⅤ 妊娠、分娩及び産じょく	0.0028
Ⅲ 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.0010
Ⅳ 内分泌、栄養及び代謝疾患	0.0003
ⅩⅥ 周産期に発生した病態	0.0001
Ⅷ 耳及び乳様突起の疾患	-0.0006
ⅩⅦ 先天奇形、変形及び染色体異常	-0.0011
Ⅶ 眼及び付属器の疾患	-0.0020
Ⅱ 新生物	-0.0238
計	0.2299

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

(イ) 入院外（調剤含む）

本県市町村国保の被保険者一人当たり入院外医療費（調剤含む）は 20万2,896円 で、全国（21万9,979円）と比べて 1万7,083円 低くなっている。（図表3-11）

一日当たり入院外医療費は _____ 円で、全国（ _____ 円）と比べて _____ 円高い。

一人当たり受診率は _____ %で、全国（ _____ %）と比べて _____ ポイント低い。

一件当たり日数は _____ 日で、全国（ _____ 日）より _____ ポイント低い。

図表3-11 一人当たり入院外医療費の3要素分析（令和__年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
全国	208,872円	16.28%	1.67日	16,289円
沖縄県	167,793円	16.28%	1.67日	17,873円

※国公表データ等に基づき今後反映

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

(ウ) 歯科

本県市町村国保の被保険者一人当たり歯科医療費は _____ 円で、全国（ _____ 円）と比べて _____ 円低くなっている。（図表3-12）

一日当たり歯科医療費は _____ 円で、全国（ _____ 円）と比べて 15 円高い。

一人当たり受診率は _____ %で、全国（ _____ %）と比べて _____ ポイント低い。

一件当たり日数は _____ 日で、全国（ _____ 日）と比べて _____ 日多い。

図表3-12 一人当たり歯科医療費の3要素分析（令和__年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
全国	7,782円	16.28%	1.67日	7,782円
沖縄県	7,797円	16.28%	1.67日	7,797円

※国公表データ等に基づき今後反映

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

オ 医療費の地域差指数

令和5年度の医療費の地域差指数(注)を見ると、県全体では 1.030 であり、全国平均と比べて年齢構成調整後の医療費水準は _____。

(注) 地域差指数：各市町村の実際の年齢構成を全国の標準的な年齢構成と同じにした場合の一人当たり医療費を指数化（全国平均を1）したもの。

市町村	地域差指数	市町村	地域差指数
那覇市	1.092	北谷町	0.952
うるま市	0.996	北中城村	0.925
沖縄市	1.005	中城村	1.044
宜野湾市	1.000	西原町	1.059
宮古島市	0.881	豊見城市	1.105
石垣市	0.913	八重瀬町	1.072
浦添市	1.072	与那原町	1.073
名護市	1.069	南風原町	
糸満市	1.149	久米島町	
国頭村	1.113	渡嘉敷村	
大宜味村	0.916	座間味村	0.962
東村	1.088	粟国村	0.837
今帰仁村	1.125	渡名喜村	1.345
本部町	1.047	南大東村	1.128
恩納村	0.893	北大東村	0.497
宜野座村	1.030	伊平屋村	0.955
金武町	1.107	伊是名村	0.828
伊江村	1.050	多良間村	0.664
読谷村	0.937	竹富町	0.768
嘉手納町	0.901	与那国町	1.009
		南城市	1.018
		沖縄県	1.050
		全国平均	1.000

※国公表データ等に基づき今後反映

※厚生労働省「医療費の地域差分析」をもとに沖縄県作成

※厚生労働省「医療費の地域差分析」をもとに沖縄県作成

令和__年度の疾病分類別（中分類）の医療費の状況を見ると、入院では「_____」が最も高く、次いで「_____」、
「_____」の順となっている。外来では「_____」が最も高く、次いで「_____」、
「_____」の順となっている。（図表3-14）

図表 3-14 疾病分類別医療費の状況（中分類）上位 20（令和__年度）

	入院		外来		計	
	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位
総計（単位：百万円）	56,754		64,945		121,699	
腎不全	2,169	6	8,397	1	10,566	1
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	3,864	1	2,127	8	5,991	2
その他の悪性新生物＜腫瘍＞	3,047	4	2,582	4	5,629	3
その他の心疾患	3,374	2	2,208	6	5,583	4
その他の神経系の疾患	3,315	3	2,162	7	5,477	5
糖尿病	405	36	4,919	2	5,323	6
その他の消化器系の疾患				9	3,726	7
その他の呼吸器系の疾患				35	3,001	8
高血圧性疾患				3	2,983	9
気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	1,479	12	1,460	11	2,939	10
その他の眼及び付属器の疾患	414	35	2,471	5	2,885	11
その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	1,494	11	828	21	2,322	12
虚血性心疾患	1,723	8	566	31	2,289	13
骨折	1,888	7	317	48	2,206	14
気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	852	21	1,305	14	2,157	15
てんかん	1,263	16	840	20	2,103	16
症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	1,041	18	1,047	17	2,088	17
関節症	1,332	13	752	23	2,085	18
脂質異常症	33	87	1,852	10	1,884	19
脳梗塞	1,616	10	242	56	1,858	20

※国公表データ等に基づき今後反映

出所：国保データベース（KDB）システム「疾病別医療費分析（中分類）」

キ 高医療費の市町村での必要な対応

国保法第 82 条の 2 第 2 項第 5 号では、都道府県が定める国民健康保険運営方針において、都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項を定めることとされている。

当該規定に基づき、医療費が高額となる又は高額になると見込まれる市町村においては、医療費が高くなる要因分析を行うとともに、県及び国保連合会と連携し、必要な対策を検討することとする。

（２）医療費の将来の見通し

ア 被保険者数の推計

被保険者数は、令和 4 年（2022 年）度から令和 7 年（2025 年）度にかけては、本県の総人口に比して減少幅が大きい。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和__年推計）によると、本県の総人口は、令和 7 年（2025 年）度から令和 17 年（2030 年）度にかけて今後も減少する見通しであり、被保険者数についても、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大等により、減少する見込みである。（図表 3-15）

〈推計の前提条件〉

年齢階級別国保加入割合に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」における 5 歳ごとの年齢階級別人口を乗じて推計した。

年齢階級別国保加入割合は、県市町村課「住民基本台帳年齢別人口」及び厚生労働省「国民健康保険実態調査」を基に算出した。

なお、令和 7 年度は、国保事業費納付金の算出過程において推計した被保険者数とし、年齢階級別の被保険者数は、上記で推計した被保険者数の割合に応じて按分した。

イ 医療費の推計

一人当たり医療費については、医療の高度化や前期高齢者割合の増加等に伴い今後も増加傾向で推移し、令和 17 年（2035 年）度は____円と推計される。令和 7 年（2025 年）度の____円と比べて____円増加し、約____倍となる見通しである。（図表 3-16）

総医療費については、一人当たり医療費の増加に伴い、令和 17 年（2035 年）度は約____億円と推計される。令和 7 年（2025 年）度の約____億円と比べて億円の増加、約____倍となる見通しである。（図表 3-17）

〈推計の前提条件〉

（ア）一人当たり医療費

前年度の一人当たり医療費に、一定の伸び率を乗じて算出した。

なお、一定の伸び率は、厚生労働省「国民健康保険事業年報」を基に、__直近__か年（__）の伸び率の平均値を使用した。

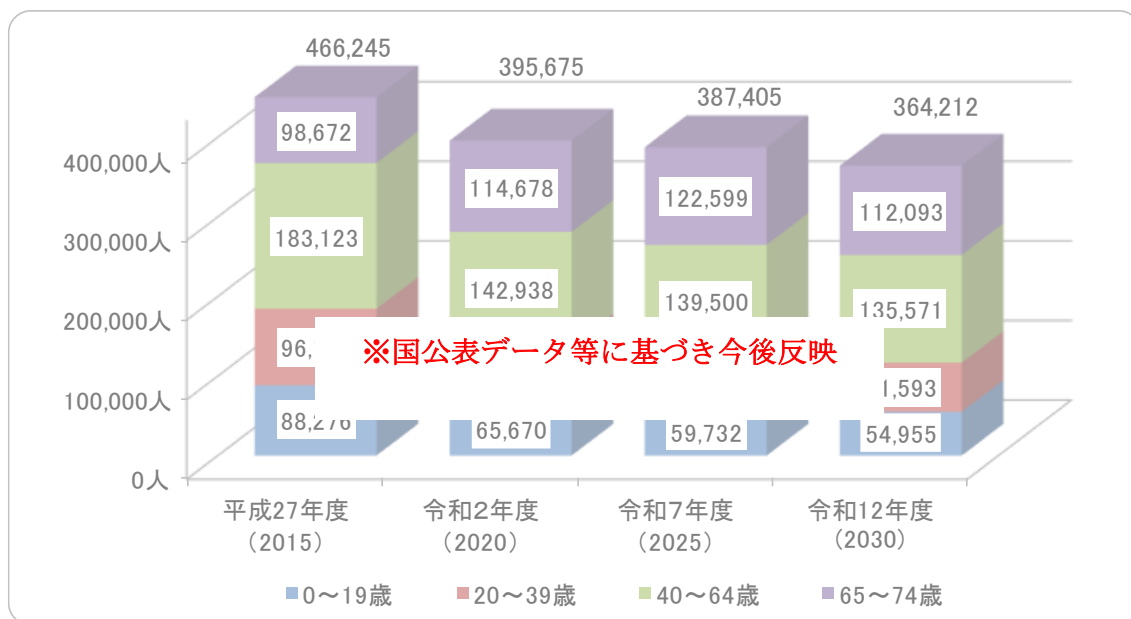
（イ）総医療費

前期高齢者（65～74 歳）とそれ以外（0～64 歳）の階層に分けてそれぞれの総医療費を算出し、合算した。

それぞれの総医療費は、被保険者数の将来推計で算出したそれぞれの被保険者数に、それぞれの一人当たり医療費を乗じて算出した。

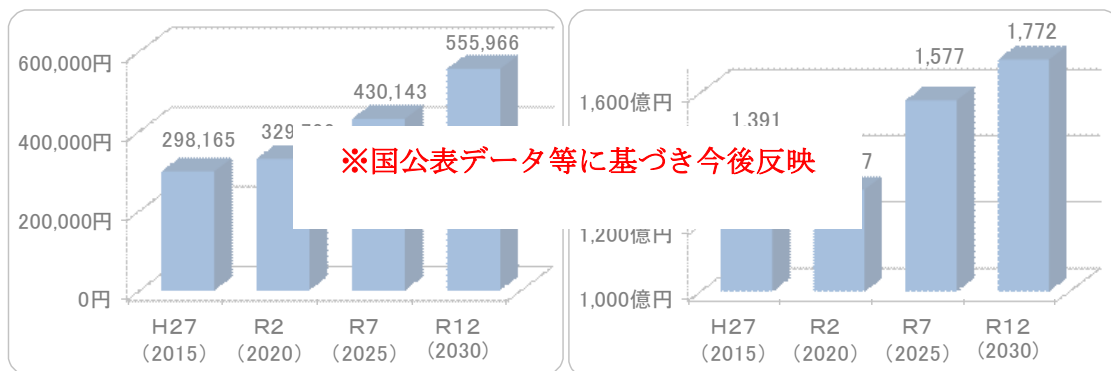
なお、令和 7 年度は、国保事業費納付金の算出過程において推計した医療費を用いた。

図表 3-15 被保険者数の将来推計（令和2～17年度）



図表 3-16 一人当たり医療費の将来推計
（令和2～17年度）

図表 3-17 医療費の将来推計
（令和2～17年度）



図表3-16～18 出所：厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「国民健康保険実態調査」、沖縄県市町村課「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」により沖縄県試算

（3）財政の見通し

本県市町村国保は、前期高齢者割合の増加に伴い、被用者保険等の保険者が拠出する前期高齢者交付金が増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれる。一方で、前期高齢者に係る医療費が増加することも見込まれており、今後、一人当たり医療費の増加に伴い、一人当たり保険料（税）の負担が大きくなり、厳しい財政状況になることが懸念される。

そのため、保険料（税）の適正な設定、保険料（税）の収納率の向上、医療費適正化による医療費の抑制等の取組が重要となってくる。

2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等

(1) 市町村の財政運営状況

令和6年度の本県市町村国保の特別会計の「収支差引額」（普通会計決算の「形式収支」に相当）の合計は、約8億円の黒字となっており、赤字市町村数は4市町村となっている。

収支差引額から、県支出金等精算の影響を除いた「精算後単年度収支」から、決算補填等のための法定外一般会計繰入金約32億円を除いた「実質的な単年度収支差引額」（「実質単年度収支」に相当）の合計は、約55億円の赤字であり、赤字市町村数は36市町村となっている。（図表3-18）

本県市町村国保の財政は、平成30年度からの制度改革に係る公費拡充により一定程度改善しており、繰上充用及び法定外繰入も減少傾向にあるものの、「実質的な単年度収支差引額」では赤字が続いており、依然として厳しい状況が続いている。

図表3-18 市町村の決算収支状況の推移（令和2～6年度）

	歳入総額	歳出総額	収支差引合計額		実質的な単年度収支差引額	
				赤字保険者		赤字保険者
H29	2,270 億円	2,270 億円	△ 5 億円	9	△ 68 億円	36
H30	1,794 億円	※国公表データ等に基づき今後反映				億円 26
R元	1,789 億円					億円 26
R2	1,744 億円	1,744 億円	4 億円	5	△ 20 億円	28
R3	1,791 億円	1,791 億円	25 億円	4	△ 9 億円	26

出所：沖縄県「沖縄県市町村国保財政状況等について」

(2) 県の財政運営状況

令和6年度の県の国保特別会計の「収支差引額」（普通会計決算の「形式収支」に相当）は、約22億円の黒字となっている。

黒字額については、翌年度に行われる国庫支出金の精算等の費用に充てられ、国庫支出金精算による「実質的な精算後単年度収支差引額」は、約16億円の決算剰余金が生じている。（図表3-19）

なお、決算剰余金については、市町村と協議の上、その一部（約6億円）を令和8年度納付金の減算に活用するとともに、残額（約10億円）については、財政安定化基金積立金（財政調整事業分）として積立てた。

図表 3-19 県の決算収支状況の推移（令和3～6年度）

	歳入総額	歳出総額	収支差引合計額	精算後単年度収支差引額
H30	1,580 億円	1,567 億円	13 億円	△ 5 億円
R元	1,615 億円	※国公表データ等に基づき今後反映		△ 10 億円
R2	1,604 億円			△ 4 億円
R3	1,674 億円	1,659 億円	15 億円	△ 5 億円

出所：沖縄県国民健康保険課

（３）財政収支の改善に係る基本的な考え方

国民健康保険は一会計年度単位で行う短期保険であり、当該年度の国保特別会計の収支を均衡させる必要がある。

収入面では、国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要かつ適切な保険料（税）を設定するとともに、適切な収納対策により目標とする収入額を確保するものとし、支出面では、保険給付の適正実施の確保、医療費の適正化等に積極的に取り組み、支出額を抑制するものとする。

（４）赤字の定義

ア 削減・解消すべき赤字

市町村が削減・解消すべき赤字額とは、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金」の合算額をいう。

市町村において行われている法定外の一般会計繰入金は、保険料（税）の負担緩和等を図る目的の「決算補填等目的」と保健事業に係る費用等に充てる目的の「決算補填等目的以外」に分けられる。

「決算補填等目的」には保険者の政策によるものと決算補填目的のものがあり、保険料（税）の負担緩和を図ることは前者、累積赤字の補填は後者にあたる。

イ 繰上充用金の取扱い

平成 29 年度以降に収支の赤字による繰上充用金があった場合、削減・解消すべき赤字となる。

本県市町村国保における令和 7 年度から令和 6 年度への繰上充用金額は約 億 円、一人当たり 円と全国でも突出している。

そのため、繰上充用金については、繰上充用が会計年度独立の原則の重大な例外であり、財政収支を悪化させるものであって特に解消する必要があることから、可能な限り速やかに解消するものとする。

ウ 赤字の状況

令和6年度決算に基づく試算では、赤字市町村数__市町村、赤字額約__億円となる。

(5) 赤字削減・解消計画に基づく取組

赤字市町村は、医療費の動向や適正な保険料（税）率の設定、収納率等の要因分析を行った上で、赤字の削減又は解消に向けた必要な対策を整理することとする。目標年度の設定においては、本運営方針の示す納付金ベースの統一及び完全統一の目標年度との整合を十分に勘案することとし、目標年次及び設定理由等を県に報告するものとする。また、これを踏まえて、県と協議の上、6年以内を基本とした計画を策定し、赤字の削減又は解消に取り組むものとする。

赤字解消目標予定年度については、令和18年度までに完全統一をめざすことから、今後新たに発生した市町村も含め令和17年度末までに赤字を解消することとする。

県は、赤字の削減又は解消の取組、目標年次等の設定及び解消年度の短縮化に向けた検討等について、必要な助言を行うものとする。

なお、法定外繰入等の削減・解消を図るため、市町村が策定した赤字削減・解消計画を県にて取りまとめ、県のホームページにて公表するものとする。

3 財政安定化基金の運用

国民健康保険事業の財政安定化のため、給付費増、公費の減少や予期せぬ保険料（税）の収納不足等により財源不足となった場合に備え、法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、市町村に対する交付若しくは貸付又は県による取崩しを行う。

県による取崩し額と市町村への貸付又は交付申請額の合計が基金残高を上回る見込みとなった場合は、県による取崩しを優先する。

また、医療費水準の変動等に備え、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、市町村と協議の上、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で基金を取崩し、県国民健康保険特別会計に繰り入れることができる。

(1) 財政安定化基金の交付

ア 交付要件

市町村において「特別な事情」が生じたと認められる場合に、当該市町村の申請により交付することとし、具体的な交付要件は、次のとおりとする。

(ア) 多数の被保険者の生活に著しい影響を与える災害（台風、洪水、地震等）の場合（国により激甚災害に指定された場合とする。）

(イ) 地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合

(ウ) その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じたと認められる場合

イ 交付額

収納不足額の2分の1を上限とし、県が交付を受けようとする市町村の交付申請額、保険料（税）収納の状況及び収納率目標の設定状況等を踏まえて決定する。

ウ 交付額の補填

国・県・県内全ての市町村が、当該市町村への交付額の3分の1に相当する額をそれぞれ拠出して補填することを基本とする。

(2) 財政安定化基金の貸付

ア 貸付要件

予期せぬ保険料（税）収納額の低下（政省令に定められるところによる）により財源不足となったことが認められる場合に、当該市町村の申請に基づき貸付を行うものとする。

イ 貸付額

当該貸付を受けようとする市町村の申請額を基本とするが、具体的な貸付額の判断は、県が審査し決定する。

ウ 貸付額の償還

貸付金の返済分については、貸付を受けた市町村が、貸付年度の翌々年度から原則3年間で償還する。（無利子）

(3) 県による取崩し

ア 取崩し要件

保険給付の増や公費の減少等により財源不足となった場合を取崩しの対象とする。

イ 取崩し額

財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、沖縄県国民健康保険事業特別会計に繰り入れる。

ウ 取崩し額の償還

取崩し額の返済分については、取崩し年度の翌々年度以降の国保事業費納付金に上乗せして市町村から徴収し、償還（沖縄県国民健康保険事業特別会計から財政安定化基金に積み戻すことをいう。）する。

(4) 財政調整事業分の活用の考え方

ア 積立て

医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、県国民健康保険事業特別会計において決算剰余金が生じた場合には、県と市町村が協議の上、財政調整事業に積立てることができる。

イ 取崩し

納付金の著しい上昇の抑制その他の国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、県と市町村が協議の上、財政調整事業分を取崩し、県国民健康保険特別会計に繰り入れることができる。

第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法

1 保険料（税）の現状

（1）保険料（税）の賦課状況

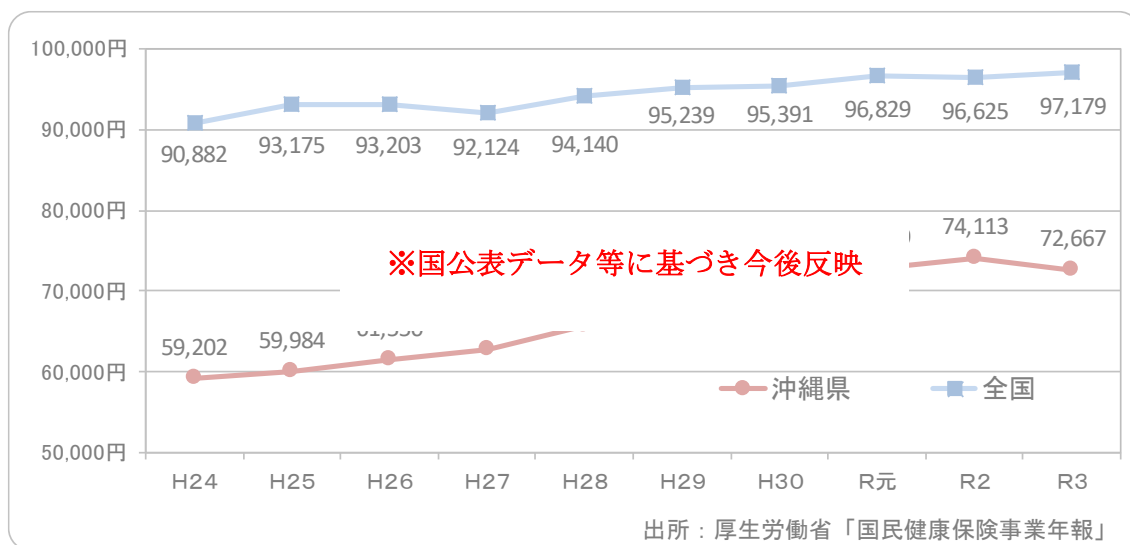
国民健康保険事業に要する費用を賄う方法として、国保法を根拠とする保険料と地方税法を根拠とする保険税の2種類の賦課方法が認められている。本県では、41 市町村中、40 市町村が保険税方式で、1 市が保険料方式となっている。

（2）一人当たり保険料（税）調定額

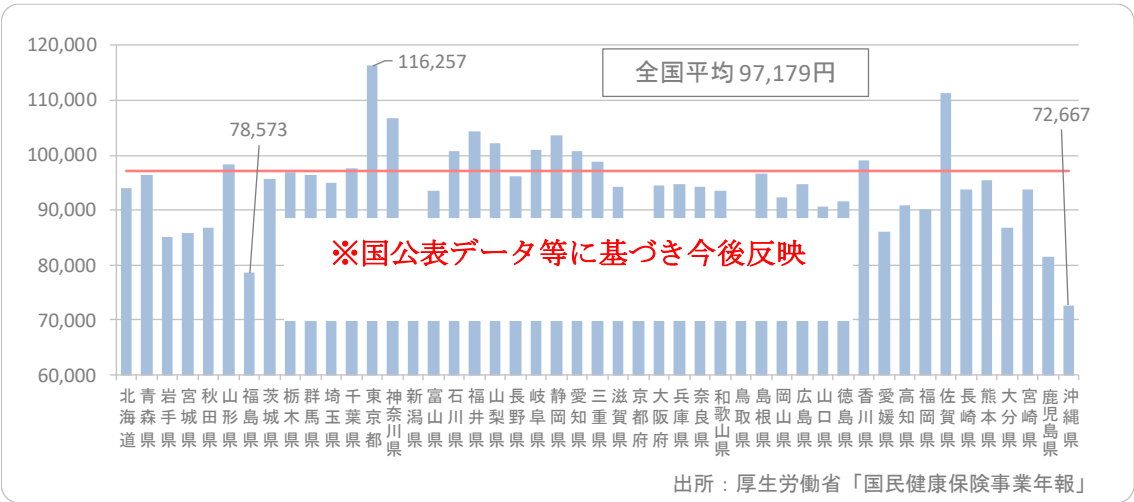
令和6年度の本県市町村国保の一人当たり保険料（税）調定額は_____円（全国の約__%）で、平成24年度以降増加傾向にあるものの、全国で最も低くなっている。（図表4-1、4-2）

市町村別で見ると、_____（_____円）が最も高く、最も低い_____（_____円）との格差は__倍となっている。（図表4-3）

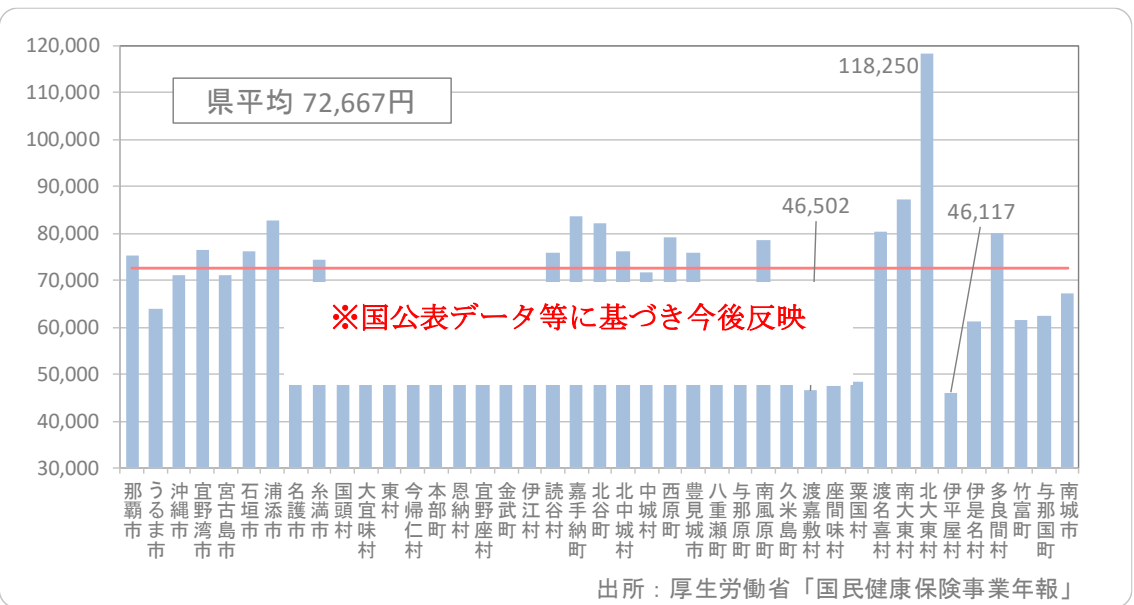
図表4-1 一人当たり調定額の推移（平成24～令和6年度）



図表 4－2 都道府県別一人当たり保険料（税）調定額（令和6年度）



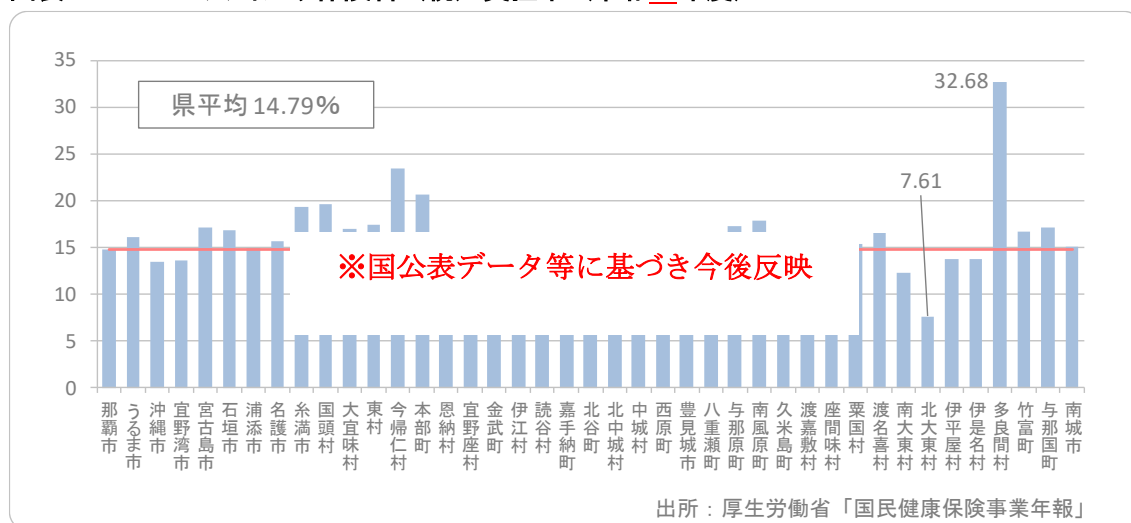
図表 4－3 市町村別一人当たり保険料（税）調定額（令和6年度）



（3）一人当たり保険料（税）負担率

令和6年度の本県市町村国保の一人当たり保険料（税）負担率（一人当たり課税標準額（所得）に占める一人当たり保険料（税）調定額の割合）は__%で、市町村別で見ると、____（__%）が最も高く、最も低い____（__%）との格差は__倍となっている。（図表 4－4）

図表 4-4 一人当たり保険料（税）負担率（令和 6 年度）



(4) 保険料（税）の賦課方式

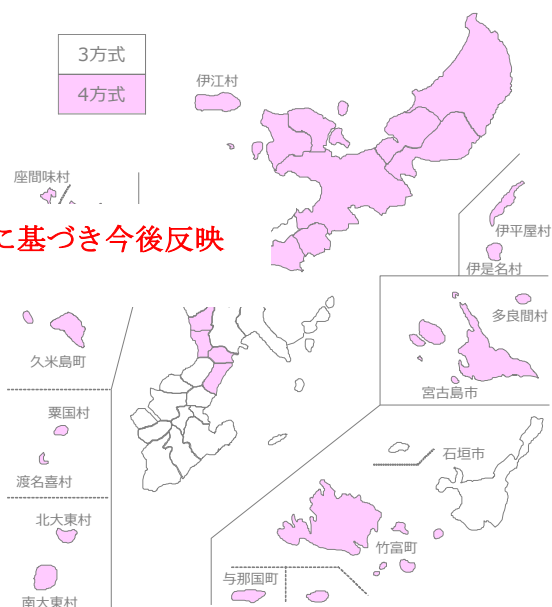
保険料（税）の賦課方式については、所得割、被保険者均等割（人数割）、世帯平等割の三方式を採用する市町村が__市町村、資産割を加えた四方式を採用する市町村が__市町村となっており、四方式を採用する市町村が多数となっている。

他方、被保険者数で見ると、約 3 割が三方式の適用を受けている。(図表4-5)

図表 4-5 賦課方式別の市町村数及び被保険者数（令和 6 年度）

区分	保険者		被保険者	
	市町村数	構成比	被保険者数	構成比
三方式	15	36.6%	306,958人	79.0%
四方式	26	63.4%	81,575人	21.0%
計	41	100.0%	※国公事	

出所：厚生労働省「国民健康保険事



(5) 保険料（税）の賦課割合

本県市町村国保の保険料（税）賦課割合の平均は、応能割：応益割が「60：40」で
 応能割が高くなっている。

また、応益割の内訳である被保険者均等割（以下「均等割」という。）と世帯別平等割（以下「平等割」という。）との割合については、国保法施行令第 29 条の 7 第 2 項及び地方税法第 703 条の 4（いずれも平成 29 年改正前）で定められた標準賦課割合と比較して、平等割の賦課割合が高くなっている。（図表 4－6）

図表 4－6 市町村の賦課割合（医療分・一般分）（令和 6 年度）

	応能割 (%)			応益割 (%)		
	所得割 (%)	資産割 (%)		均等割 (%)	平等割 (%)	
市 平均	※国公表データ等に基づき今後反映				16.61	40.24
町村 平均					16.35	41.27
県平均					16.55	40.50
※平成29年改正前の 標準賦課割合	40.00	10.00	50.00	35.00	15.00	50.00

出所：厚生労働省「国民健康保険事業年報」により沖縄県作成

2 保険料（税）水準の統一

（１）保険料（税）水準の統一に係るこれまでの方針

「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」（平成 28 年 4 月 28 日付け保発 0428 第 17 号厚生労働省保険局長通知。以下、「ガイドライン」という。）では、市町村間の保険料（税）水準の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、市町村の意見を十分踏まえつつ、将来的に保険料（税）水準の統一を目指すこととされた。

保険料（税）水準の統一を図るためには、医療費水準の平準化、保険料（税）算定方式の統一化、賦課割合の統一化、保険料（税）収納率格差の取扱い、保険料（税）の対象となる統一的な事業費の範囲の設定、保健事業費、葬祭費等給付基準額の統一、地方単独事業の整理などの課題がある。

特に、本県では、市町村間の医療費水準に 2 倍以上、保険料（税）負担水準に 4 倍以上の格差があり、平成 30 年度から保険料（税）水準を統一する場合には、被保険者の保険料（税）負担額が急激に変動することも懸念され、平成 30 年度から当面は、保険料（税）水準を統一しないものとした。

ただし、新制度施行後の国保事業費納付金の算定方法における激変緩和措置の期間及び財政安定化基金（特例基金分）の法定設置期限が令和 5 年度までとされていること等を踏まえ、この期間中に、市町村国保財政の赤字の解消、医療費の適正化、事務の標準化等の取組を進め、保険料（税）水準の統一に向けた環境を整備し、これらの取組の状況を見きわめた上で、将来的な保険料（税）水準の統一については、令和 6 年度からの実施を目指すものとした。

（２）令和２年度までの取組

県は、平成 30 年度を初年度とする「沖縄県国民健康保険運営方針」を策定した後、市町村国保財政の赤字の解消、医療費の適正化、事務の標準化等の取組を進めるとともに、保険料（税）水準の統一に当たっては、まず、県と全ての市町村で、保険料（税）水準の統一に向けた理念(注)の共有が必要であることから、市町村長を対象とした地区別勉強会等の開催や、市町村からの意見聴取を実施した。

令和 2 年 2 月に実施した意見聴取では、市町村の約半数が理念に賛同できるとし、約半数が継続協議としたいとの回答であった。

なお、令和 2 年 5 月に改定された国のガイドラインにおいては、保険料（税）水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことが明確化され、統一について議論を深める必要があるとされている。

県は、引き続き、保険料（税）水準の統一に向けた環境を整備するとともに、県と全ての市町村との理念の共有のもとで、具体的な検討を行うものとした。

(注) 保険料（税）水準の統一に向けた理念：同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どの市町村に住んでいても保険料が同じであることを理想とするもの。

（３）令和３年度以降の取組

県は、令和 3 年度からの「沖縄県国民健康保険運営方針（第 2 期）」を策定した後、継続協議の市町村と意見交換したところ、理念共有より前提となる条件等を先に協議すべきとの意見が出たため、令和 3 年 11 月に「事務担当者会議（前提条件協議）」を設置するとともに、慎重意見の強い離島町村等の意見を十分反映させるため、「離島町村等意見調整会議」を設置した。

その後、事務担当者会議（前提条件協議）を 4 回、離島町村等意見調整会議を 3 回開催し、今後の取組（案）を整理し、令和 5 年 2 月の理事者等会合において市町村長の下承を得た。

（４）令和 6 年度以降の取組

保険料（税）水準の統一については、医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないため、令和 6 年度からの実施を 見送った。

ただし、令和 3 年 6 月に国保法が改正され、「保険料の水準の平準化」が都道府県国民健康保険運営方針に記載事項とされたことを踏まえ、統一に向けた環境整備を図るため、令和 6 年度から新たな取組を実施 した。

具体的には、国保事業費納付金算定において、医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$ と した（高額医療費負担金及び特別高額医療費負担金については、50%を県単位の共同負担と した。）。

また、国保法第 72 条の 2 に規定する県繰入金（以下「県 2 号繰入金」という。）を活用し、 α の引き下げに伴い国保事業費納付金が増加する分を全額補填した。

併せて、医療費水準の市町村格差が全国並になるまでの間、県 2 号繰入金を活用し、医療費水準が低い又は改善した市町村に対し交付金を交付した。

以上の取組を必要に応じて見直しつつ、令和 6 年度から 10 年度頃まで行った後、医療費水準の市町村格差が縮小した場合は、統一に向けた取組を加速化することとした。

（５）第 3 期運営方針の中間見直し

令和 8 年度の中間見直しにおいて、国の令和 6 年 6 月の保険料水準統一加速化プラン（第 2 版）を踏まえ、令和 12 年度までに納付金ベースの統一、令和 18 年度までに完全統一をめざす。

また、統一に向けた環境整備を図るため、令和 6 年度から実施していた新たな取組についても見直しを行う。

具体的には、国保事業費納付金算定において、医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$ としていたが、令和 12 年度までの納付金ベースの統一に向けて見直す（高額医療費負担金及び特別高額医療費負担金についても、50%を県単位の共同負担としていたが、見直す。）。

さらに、令和 8 年 8 月に保険料水準統一加速化プランが改定されたこと（第 3 版）に伴い、引き続き、国保財政の安定化や被保険者間の公平性等を確保するため、完全統一の早期実現に向けて取り組む。

3 標準的な保険料（税）算定方式

（１）標準的な保険料（税）算定方式

標準的な保険料（税）算定方式は、「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」（平成 27 年 4 月全部改正）において「『三方式』への移行を目指す」としていること、及び市町村における被保険者数で見た場合の適用状況等を勘案し、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分ともに「三方式」（所得割、均等割、平等割及び 18 歳以上均等割（注））とする。

（注）18 歳以上均等割については、子ども・子育て支援納付金分のみに算定する。

（２）標準的な賦課限度額

令和 8 年度における政令基準は、基礎分（医療分）__万円、後期高齢者支援金分__万円、介護納付金分__万円、子ども・子育て支援納付金分__万円、合計__万円となっており、県内市町村は、全て政令基準による賦課限度額となっていることから、引き続き同基準による賦課限度額を標準とする。

（３）標準的な賦課割合（均等割指数・平等割指数）

標準的な賦課割合は、応能割：応益割＝応能割係数 β （沖縄県（国が示す値））：1とする。

応益割に占める均等割と平等割の標準的な賦課割合は、均等割指数：平等割指数＝0.7：0.3とする。

（４）標準化を進めるに当たっての被保険者の保険料（税）負担の変動に対する配慮

市町村は、県が示す標準的な保険料（税）算定方式及び標準的な賦課割合等に合わせ保険料（税）率の設定を見直す場合は、被保険者の急激な負担の変動が生じないよう、段階的な見直しを検討するなど、適切な配慮を行うものとする。

４ 標準的な収納率

標準的な収納率は、市町村における収納率目標とは異なり、県が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる数値である。

仮に実態よりも大幅に高い収納率で市町村標準保険料率を算定した場合に、その市町村標準保険料率を参考にした市町村は、本来必要な保険料（税）収入を確保することができなくなるおそれがある。

このため、標準的な収納率は、市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準とし、低い収納率になりすぎないように留意しながら、当面は、市町村ごとに設定するものとする。

具体的には、より実態に即するため、98%を上限とし市町村ごとの過去5か年の収納率の平均値とする。

５ 国保事業費納付金の算定方法

（１）国保事業費納付金の意義

国保事業費納付金は、国保被保険者の医療費等を県内の全ての市町村で負担する仕組みである。

市町村内の住民相互の支え合いの仕組みに加え、県内の市町村相互で支え合うことにより、保険料（税）率の平準化や小規模保険者等のリスクを分散するとともに、県全体で国保被保険者の負担の公平化を図ることを目的とする。

国保事業費納付金の算定方法は、国のガイドラインに示された算定方式を基本とする。

従って、各市町村に割り当てする国保事業費納付金は、市町村の算定項目（医療費水準、所得、被保険者数、世帯数、18歳以上被保険者数）を基に個別に算定するもの

とする。

(2) 国保事業費納付金の算定式

国保事業費納付金は、県が、県全体の保険給付費等の見込みを立てて、保険給付費等を賄うために必要な納付金総額を算定し、これを市町村ごとの医療費水準及び所得水準を考慮して割り当てる。

具体的な算定過程を医療分について示すと、次のアからオまでのとおりであり、算定過程のイメージを示すと次ページのとおりのとおりとなる。

ア 県全体の保険給付費（A）を推計する。

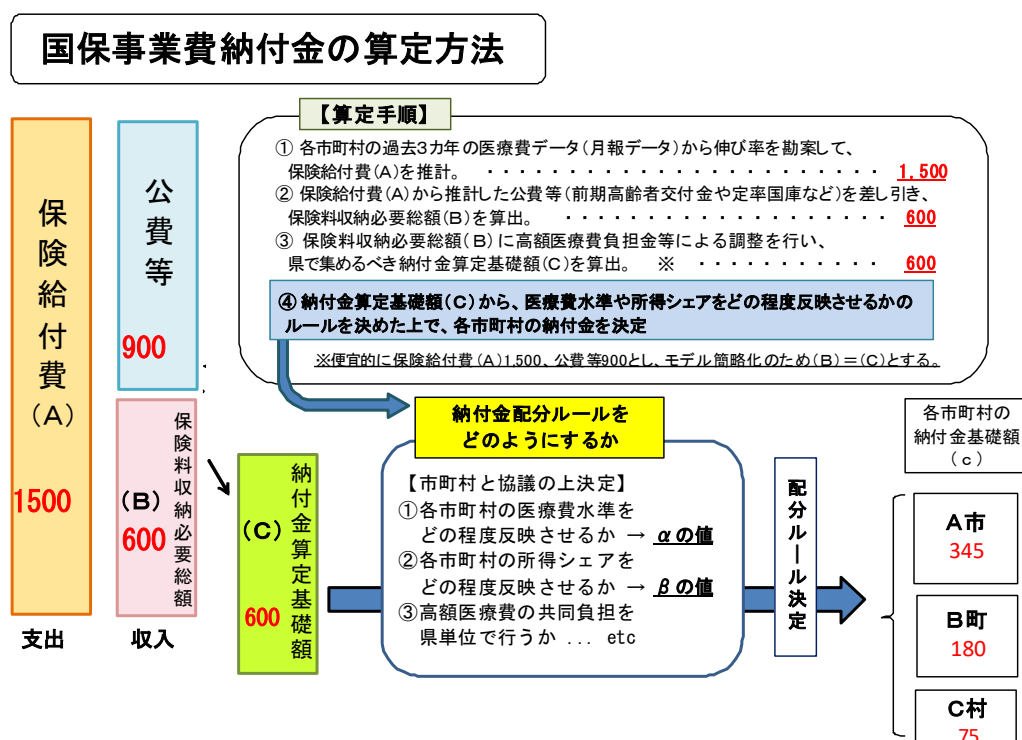
イ アのAから国庫負担金等の公費等を除き、県全体の保険料収納必要総額（B）を算出する。

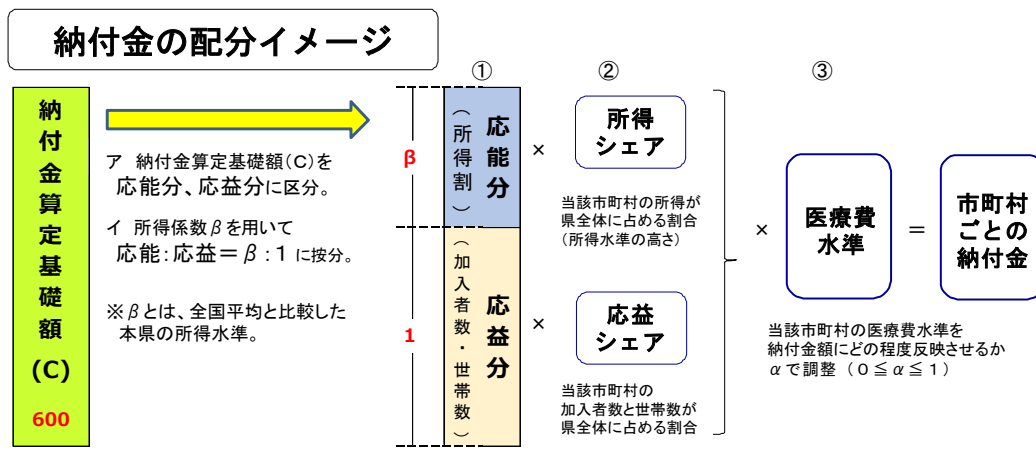
ウ イのBから高額医療費負担金（国・県）等を戻し加算し、納付金算定基礎額（C）を算出する。（高額医療費を県単位で共同負担調整しない場合）

エ ウのCに各市町村の医療費水準、所得水準を勘案して納付金基礎額（c）を算出する。

オ エのcに各市町村の地方単独事業の減額調整分等を加算し、高額医療費負担金等を減算して各市町村の納付金（d）を決定する。

カ 後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分も国のガイドラインで示された算定過程に基づき、算出する。





【例】

① 応能分と応益分に按分する。

600	応能分 240	
	応益分 360	

② 応能分を所得シェア、
応益分を応益シェアで按分。

	X市	Y町	Z村
所得シェア	60%	30%	10%
	144	72	24
応益シェア	50%	30%	20%
	180	108	72

③ 医療費水準を反映し、
市町村ごと納付金が決定。

	X市	Y町	Z村
医療費水準	医療費 平均以上	医療費 平均	医療費 平均以下
	150	72	18
最終納付金	195	108	57

(3) 国保事業費納付金の算定方法の基本的な考え方

ア 応能割・応益割の算定方式

国保事業費納付金における算定方式は、標準的な保険料(税)算定方式と同様に、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分とともに「三方式」とする。

イ 応能割と応益割の算定割合(所得係数 β の設定)

所得係数 β ＝沖縄県(国が示す値)とする。

ウ 応益割のうち、均等割と平等割の算定割合

応益割のうち、均等割と平等割の算定割合は、均等割：平等割＝0.7：0.3とする。

エ 医療費水準の反映(医療費指数反映係数 α の設定)

保険料(税)水準の統一に向けた新たな取組方針を踏まえ、令和6年度から医療費指数反映係数 $\alpha=0.5$ としているが、令和12年度までの納付金ベースの統一に向けて、 α を0に近づけていくこととする。

オ 高額医療費の県単位の共同負担の調整

市町村ごとの医療費水準を反映させるため、当面、1件90万円を超える部分の高額医療費の県単位の共同負担(医療費指数の算定において、高額医療費部分を各市町村の実績医療費から差し引いて、県全体の高額医療費分を市町村の被保険

者数に応じて配分しなおす調整）は行わない。ただし、将来の保険料（税）水準の統一に向けた検討に合わせて県単位の共同負担の実施を検討する。

なお、保険料（税）水準の統一に向けた新たな取組方針を踏まえ、令和6年度から、高額医療費負担金及び特別高額医療費共同事業費負担金について、算出した50%を個別市町村の納付金減算に配分し、残りの50%は、県合計の納付金総額から差し引いているが、令和12年度までの納付金ベースの統一に向けて、個別市町村の納付金減算及び県合計の納付金総額からの差引の配分割合についても検討する。

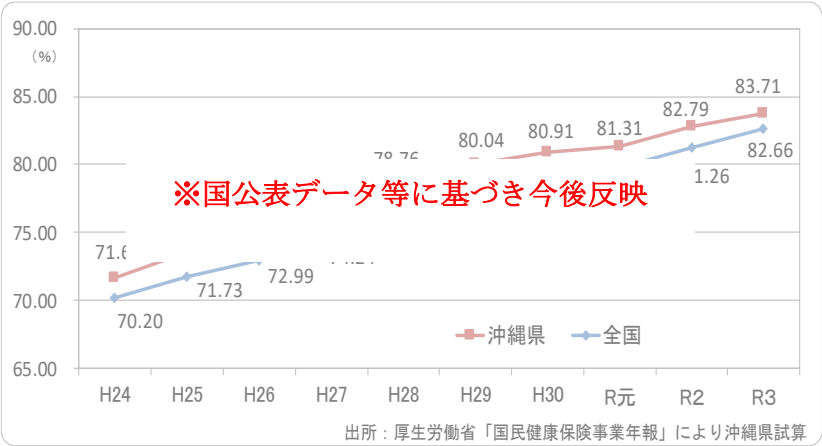
カ 保険給付費における対象経費の取扱い

保険給付費（A）は、当面、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等を対象経費としない。ただし、将来の保険料（税）水準の統一に向けた検討に合わせて保険給付費（A）の対象経費を拡大することを検討する。

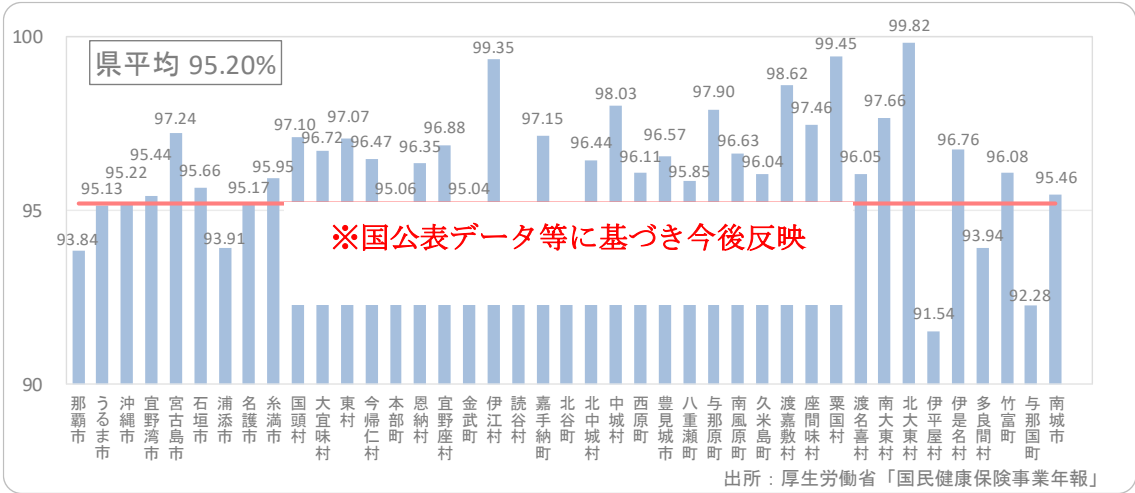
キ 保険者努力支援制度における県分の取扱い

保険者努力支援制度における県分は、当面、保険給付費（A）から差し引くものとする。

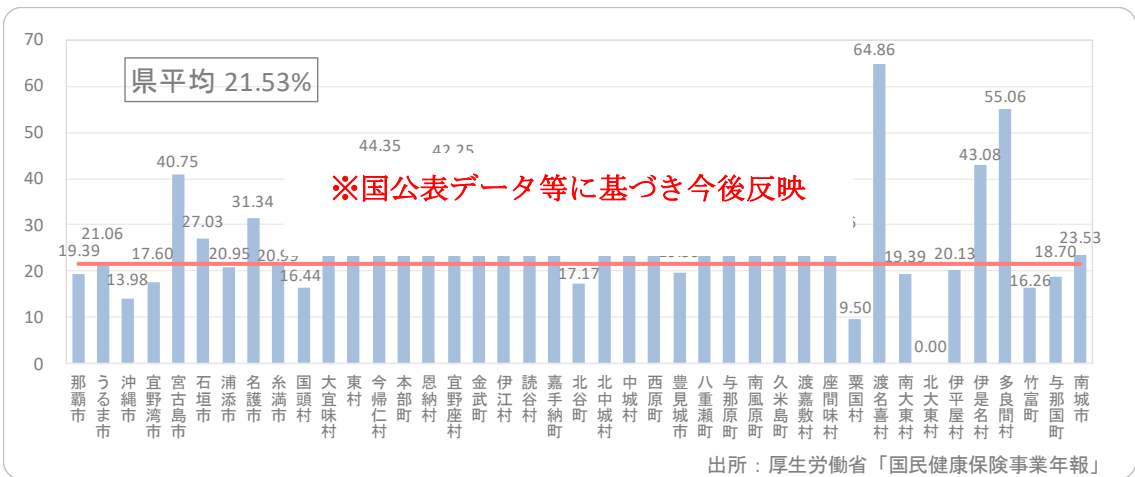
図表 5-3 収納率（合計）の推移（平成 27～令和 6 年度）



図表 5-4 市町村別保険料（税）収納率（一般被保険者分・令和 6 年度・現年度分）



図表 5-5 市町村別保険料（税）収納率（一般被保険者分・令和 6 年度・滞納繰越分）

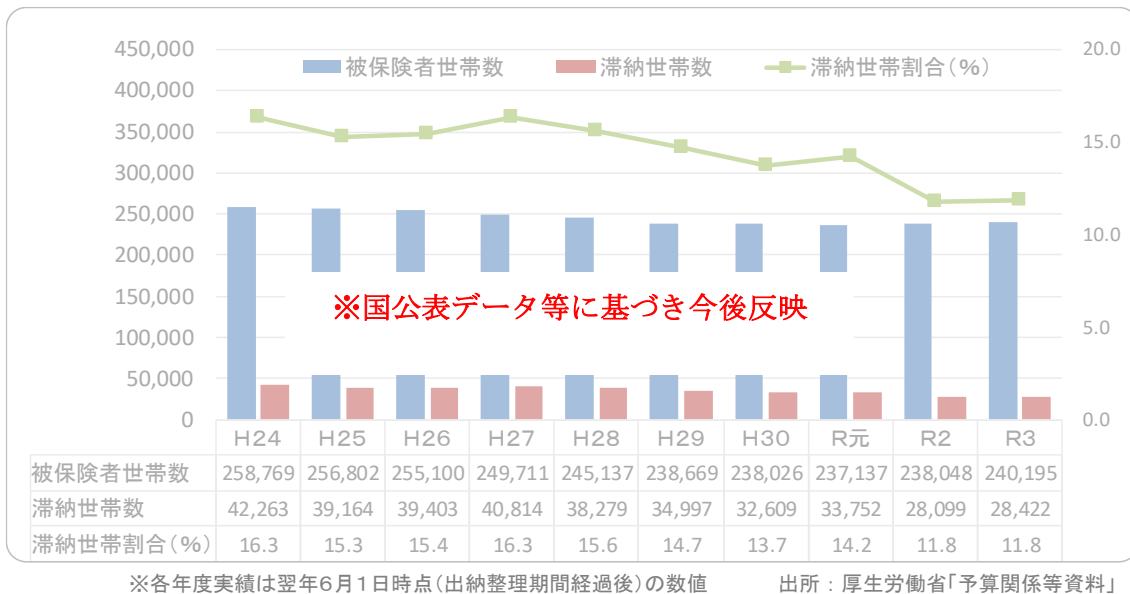


(2) 滞納世帯の状況

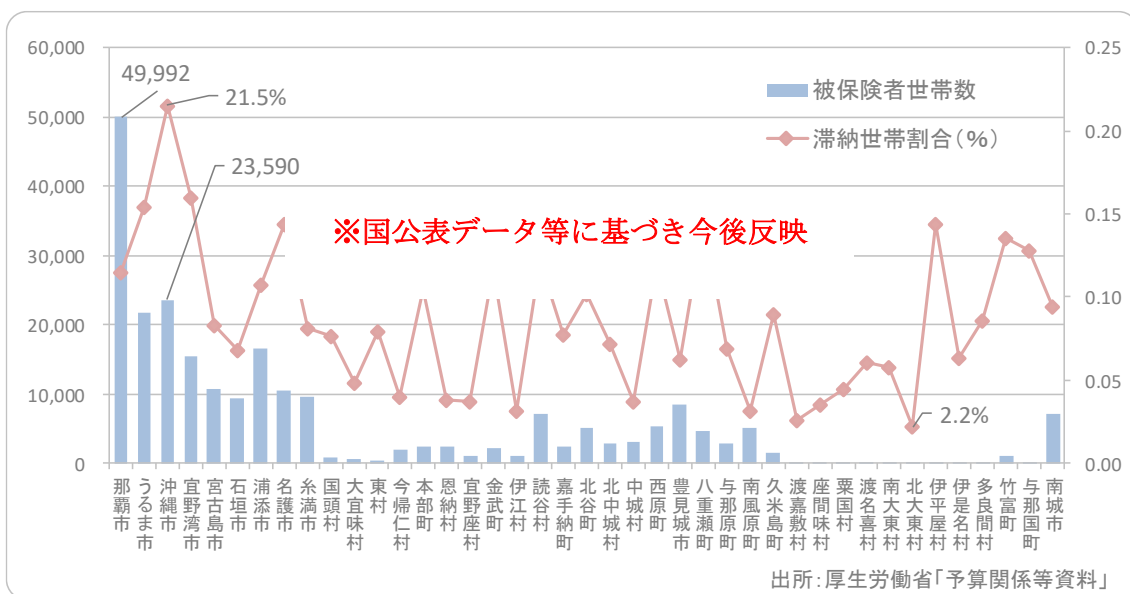
令和7年6月1日時点の本県市町村国保の世帯数 23万146 世帯のうち、滞納世帯数は 2万9,192 世帯、滞納世帯割合は 12.7% で、滞納世帯割合は増加傾向にある。(図表5-6)

滞納世帯割合について市町村別に見ると、沖縄市(21.5%)が最も高く、北大東村(2.2%)が最も低い。(図表5-7)

図表5-6 被保険者世帯数及び滞納世帯割合の推移(平成27~令和6年度)



図表5-7 被保険者世帯数及び滞納世帯割合(令和7年6月1日時点)



（３）収納方法及び納付環境等

令和⁶年度の本県市町村国保の保険料（税）収納方法別の世帯割合は、特別徴収（年金）が^{14.38}%、口座振替が^{21.50}%、自主納付が^{64.12}%である。納め忘れを防止し、納期内納付の効果が高いとされる口座振替は、全国平均（^{39.80}%）を大きく^{20.9}%。 （図表 5－8）

納付環境の拡大として、コンビニ収納を導入している市町村が約⁷割（^{70.7}%）と多く、スマートフォン決済アプリ等を導入する市町村が増えている。（図表 5－9）

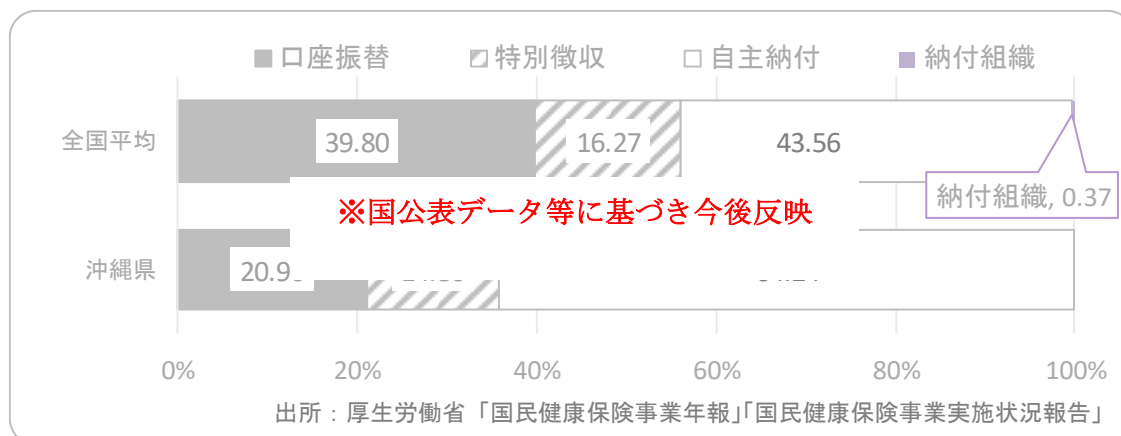
（４）滞納処分の実施状況

収納対策プラン（収納マニュアル等含む）は、全ての市町村で作成し、ホームページ等を通じて公表されている。

財産調査は 32 市町村（78.0%）、滞納処分は 25 市町村（61.0%）、滞納処分の執行停止は 30 市町村（73.2%）で行われており、市部は実績が多く、離島町村では実績が少ない又は実績無しの傾向にある。

滞納処分の主な対象財産は、預貯金や給与等、比較的換価が容易な債権となっている。（図表 5－10）

図表 5－8 収納方法別の世帯割合（令和⁶年度）



図表５－９ 収納対策の実施状況（令和６年度）

保険者名	収 納 対 策 プ ラ ン ・ 要 綱 作 成	収納対策の強化				徴収方法改善等の実施状況						
		コ ー ル セ ン タ ー 設 置	税 の 専 門 家 配 置	研 修 実 施	収 納 率 向 上 対 策 ア ド バ イ ザ ー 活 用	口 座 振 替 の 原 則 化	M P N を 利 用 し た 口 座 振 替 推 進	コ ン ビ ニ 収 納	ペ イ ジ ー に よ る 納 付 方 法 の 多 様 化	ク レ ジ ット カ ー ド 決 済	多 重 債 務 相 談 実 施	ス マ ー ト フ ォ ン 決 済 ア プ リ
那覇市	○	○	○	○		○	○	○				○
うるま市	○	○		○			○	○			○	○
沖縄市	○	○		○		○	○	○			○	○
宜野湾市	○							○				○
宮古島市	○	○		○	○		○	○	○			
石垣市	○						○	○	○			○
浦添市	○			○				○	○		○	
名護市	○	○		○			○	○		○	○	○
糸満市	○			○				○				
国頭村	○			○		○					○	
大宜味村	○			○	○						○	
東村	○			○								
今帰仁村	○			○		○		○			○	
本部町	○		※国公表データ等に基づき今後反映							○	○	
恩納村	○											○
宜野座村	○											
金武町	○			○				○				○
伊江村	○							○			○	
読谷村	○						○	○				○
嘉手納町	○		○					○				
北谷町	○						○	○				○
北中城村	○							○				○
中城村	○		○	○		○	○	○				○
西原町	○	○	○	○								
豊見城市	○						○	○				○
八重瀬町	○							○			○	
与那原町	○							○			○	○
南風原町	○							○			○	○
久米島町	○			○				○				
渡嘉敷村	○											
座間味村	○											
粟国村	○											
渡名喜村	○											
南大東村	○			○							○	
北大東村	○			○								
伊平屋村	○			○	○							
伊是名村	○			○								
多良間村	○											
竹富町	○			○			○	○	○			
与那国町	○											
南城市	○	○			○		○	○				○
計	41	7	4	21	4	5	12	27	4	2	13	16
実施率 (%)	100.0	17.1	9.8	51.2	9.8	12.2	29.3	65.9	9.8	4.9	31.7	39.0
全国平均 (%)	71.3	16.1	17.7	62.6	7.3	18.9	20.0	80.2	13.5	14.8	39.0	—

出所：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」及び沖縄県調査による

図表５－１０ 滞納処分の実施状況（令和６年度）

	延べ 差押 世帯数	差押金額 (単位:円)	主な差押物件							財産調査	差 押	捜 索	タイヤ ロック	徴収猶予	換価の 猶予	滞納処分 の停止
			預貯金	給与	還付金 (税等)	払戻金 (保険等)	不動産	動産	その他							
那覇市	676	129,763,097	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
うるま市	228	45,713,338	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄市	62	24,433,712	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宜野湾市	59	6,894,004	○	○		○				○	○			○		○
宮古島市	201	15,800,073	○	○						○	○					○
石垣市	72	12,641,592	○	○						○	○				○	○
浦添市	538	76,941,686	○	○			○			○	○			○	○	○
名護市	190	14,075,526	○	○						○	○			○	○	○
糸満市	90	7,365,017	○	○	○				○	○	○			○	○	○
国頭村	－	－								○				○		
大宜味村	－	－								○				○		○
東村	－	－														
今帰仁村	1	26,700	○							○	○			○		○
本部町	－	－								○				○	○	○
恩納村	49	1,759,271	○	○						○	○					○
宜野座村	11	714,500	※国公表データ等に基づき今後反映											○		○
金武町	29	1,775,840												○	○	○
伊江村	－	－								○						○
読谷村	21	4,777,622	○	○		○	○	○		○	○		○	○		○
嘉手納町	2	16,050	○							○	○					○
北谷町	3	1,052,800							○	○	○			○		○
北中城村	－	－								○				○		○
中城村	7	4,730,853	○					○		○	○		○	○	○	○
西原町	54	8,941,278	○	○						○	○			○	○	○
豊見城市	53	2,173,445	○		○				○	○	○			○	○	○
八重瀬町	11	2,379,167	○				○			○	○				○	○
与那原町	21	1,462,615	○							○	○			○	○	○
南風原町	40	2,079,306	○							○	○			○		○
久米島町	4	77,100	○	○						○	○			○		○
渡嘉敷村	－	－														
座間味村	－	－														
粟国村	－	－														
渡名喜村	－	－														
南大東村	－	－								○						○
北大東村	－	－														○
伊平屋村	－	－												○		
伊是名村	－	－								○						
多良間村	－	－														
竹富町	1	90,300	○							○	○					
与那国町	－	－														
南城市	25	10,762,198	○	○	○		○		○	○	○			○		○
計	2,448	376,447,090	22	14	4	5	7	5	9	32	25	2	4	24	14	30
実施率(%)			53.7	34.1	9.8	12.2	17.1	12.2	22.0	78.0	61.0	4.9	9.8	58.5	34.1	73.2
全国平均(%)			－	－	－	－	－	－	－	94.6	93.2	52.7	38.9	71.2	52.2	86.1

出所:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

2 保険料（税）の収納対策

（１）収納率目標

各市町村における収納率の向上を図る観点から、標準的な収納率とは別に、収納率目標を設定する。将来的な保険料（税）水準の統一を図るため、収納率の格差縮小に取り組む観点から、全市町村で達成すべき共通の収納率目標を設定する。

具体的な収納率目標は、直近５年間ににおける県全体の保険料（税）収納率（現年度分）の最高値である 95.2%とする。

また、併せて、保険者努力支援制度（取組評価分）の評価指標の達成を目指すものとする。

（２）目標未達成についての要因分析

県は、収納率目標を達成していない市町村に対して、滞納状況、人員体制及び収納対策の取組等の聴取を行い、要因を分析し、必要な助言を行う。

収納率目標を達成していない市町村は、その要因を分析し、必要な対策について整理し、収納率向上に取り組む。

（３）目標達成のための取組

収納率目標の達成のため、市町村は、それぞれ策定している「国民健康保険税（料）収納対策プラン」に掲げる収納対策を着実に実施し、県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用して市町村を支援する。また、県、市町村及び国保連合会は、連携して、以下の項目に取り組むこととする。

ア 納付環境の整備

市町村は、申請書郵送やペイジー（Pay-easy）を利用した口座振替受付サービスの導入を検討し、既加入者に対する口座振替への切り替えを促すとともに、新規加入被保険者に対しては積極的に口座振替の勧奨を実施するなど、口座振替の推進に向けた取組を行う。

また、キャッシュレス納付の普及拡大は、被保険者の利便性向上や社会全体のコスト削減に資するものであることから、スマートフォン決済アプリの活用等キャッシュレス納付の推進に向けた環境整備に取り組むものとする。

イ 広報活動の強化

市町村は、所得や資格喪失の申告勧奨、口座振替の申請勧奨、保険料（税）の納期内納付の促進、各種減免制度等の周知について、引き続き積極的に広報に取り組むものとする。

県、市町村及び国保連合会の広報共同事業を活用するとともに、必要に応じて各地区協議会や他市町村との連携により広報活動を実施する。

ウ コールセンターの設置・活用

市町村は、未納保険料（税）の納付催告や各種申告・申請の勧奨、口座振替案内等を効率的に実施するため、コールセンターの設置・活用を検討する。

エ 自立支援相談機関等との連携

市町村は、多重債務など経済的な困窮により保険料（税）の納付が困難となっている被保険者を把握した場合は、自立支援相談機関に関する情報提供や当該機関を案内するなど、生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を図り、被保険者の実情に応じたきめ細やかな対応に努めるものとする。

また、法テラスや消費生活センター等の相談機関や庁内他部門との連携、ファイナンシャルプランナー等専門家による相談窓口の設置等、被保険者の生活状況の改善につながる取組の推進に努めるものとする。

オ 滞納者の状況に応じた適切な対応

市町村は、資力がありながら納付に応じない滞納者を見極めるため、滞納発生後は速やかに財産調査を行い、資力のある滞納者に対しては滞納処分を行い、負担の公平性の確保に努める。

一方で、経済的な困窮により保険料（税）の納付が困難となっている滞納者を把握した場合は、個別・具体的な実情を十分に把握した上で徴収緩和制度や減免制度の適用を行うものとする。

カ 収納対策に関する情報収集・共有化

県は、収納対策（被保険者に対する接遇、電話対応、臨戸、財産調査、滞納処分の手順等）における好事例を収集し、市町村へ横展開を行い、ノウハウの共有及び蓄積を図る。

キ 実務担当者向け研修の実施

県は、国保連合会と共催による市町村徴収担当者研修会を実施するほか、県税部門等が主催する研修会を活用し、徴収担当職員の資質向上を支援する。必要に応じ、市町村の協力を得て、研修会の一環として各市町村における取組事例を紹介し、収納対策に係る情報共有を図る。

市町村は、徴収業務を適法、適正に実施するため、関係法令及び事務処理に関する内部研修や各地区協議会等における事例研修会等を実施するとともに、県税部門等が主催する研修会へ積極的に参加し、徴収担当職員の資質向上に取り組むものとする。

ク 市町村間の職員相互併任等の促進

複数市町村による徴収担当職員の相互併任は、滞納処分に関するノウハウが市町村相互間で共有されることから、徴収体制の強化が期待される。

県は、職員相互併任等の導入を希望する市町村に対しては必要な助言・支援等

を行うとともに、市町村は、税部門における実績等を踏まえ、徴収担当職員の人事交流（相互併任）及び収納対策の共同実施の導入に向けて検討を進めるものとする。

ケ 収納率向上アドバイザーの活用

収納率向上アドバイザーにより、市町村への実地指導・助言等を行う。

第6章 保険給付の適正な実施

1 レセプト点検の充実強化

(1) 現状

診療報酬は審査支払機関である国保連合会の審査（一次審査）を経て、市町村から国保連合会を通して保険医療機関等に対して支払われるが、市町村は保険給付の適正化を図るため、レセプトの二次点検を行うことが重要とされている。

そのため、県内の市町村は、レセプト点検専門職員を配置して自ら二次点検を行うほか、自ら実施することが困難な小規模町村では、国保連合会への委託により二次点検を実施している。

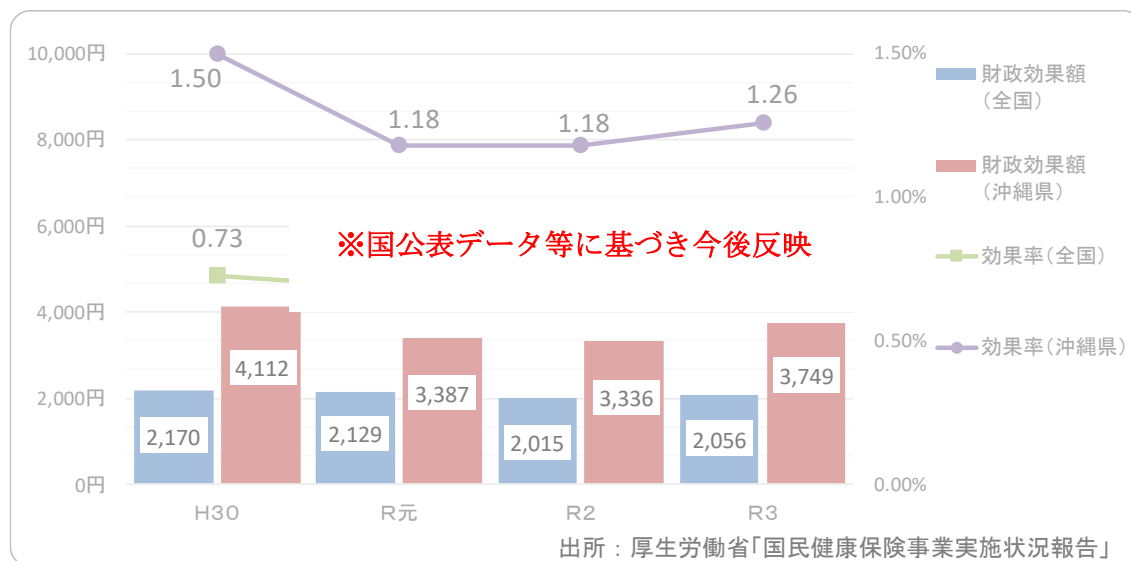
レセプト点検の効果を見ると、被保険者一人当たりの財政効果額(注)及び財政効果率(注)は、全国平均を上回って推移している。市町村別で見ると、令和5年度の被保険者一人当たりの財政効果額は、 （ 円）が最も高く、 （ 円）が最も低い。（図表6－1、6－2）

県は、市町村によって点検の取扱いに差が生じることのないよう、「市町村国保の診療報酬明細書点検調査における資格点検及び内容点検の区分並びに申出期間について」（令和元年6月27日付け沖縄県保健医療部国民健康保険課長事務連絡）を発出し、点検の適正化を推進している。

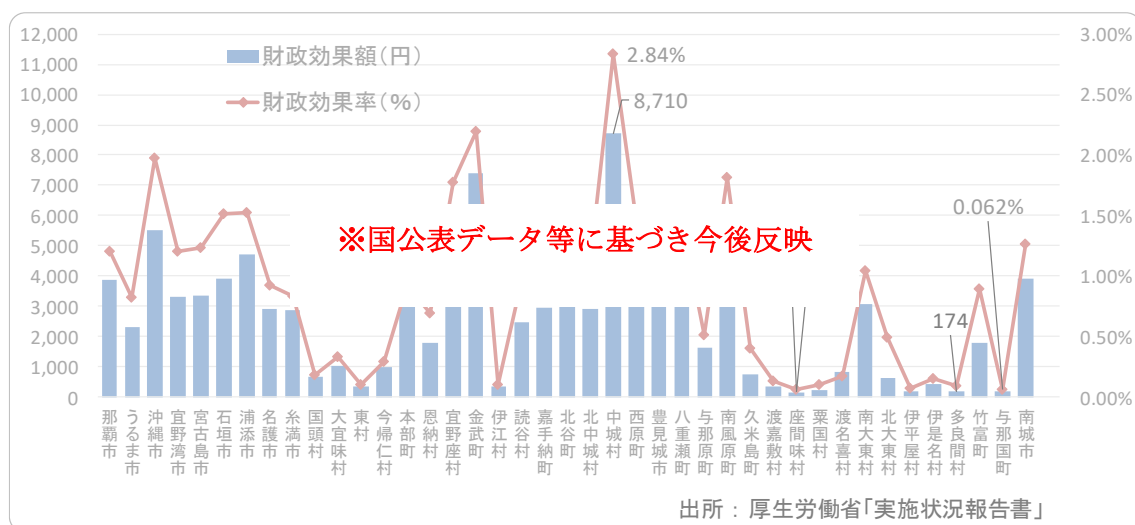
(注) 財政効果額：レセプト点検により減額となった金額を被保険者数で除した額

財政効果率：財政効果額を保険者負担額総額で除したもの

図表6－1 レセプト点検一人当たりの財政効果額及び財政効果率の推移（令和2～5年度）



図表 6-2 レセプト点検一人当たりの財政効果額及び財政効果率（令和5年度）



(2) 取組

レセプト点検は、県全体としての保険給付の適正化に直接つながるものであることから、県は、市町村及び国保連合会や関係機関等と連携し、県全体の点検水準の向上に資するよう、必要な調整、支援を行う。

県は、点検水準向上のため、国民健康保険医療給付専門指導員による指導監督を通じて助言を行うとともに、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用して取組を支援する。

また、国保連合会と連携してレセプト点検専門職員を対象とした研修会を開催するなど、レセプト点検の充実強化を支援する取組を実施する。

市町村は、引き続き、令和元年6月27日付け事務連絡を踏まえた二次点検の適正実施に努めるとともに、県及び国保連合会が行う研修等に積極的に参加するほか、各地区協議会等において事例研修会を実施するなど、レセプト点検水準の維持向上に努める。

2 第三者行為求償事務の取組強化

(1) 現状

保険給付が交通事故等第三者（加害者）の不法行為によって生じた場合、市町村は、国保法第64条第1項に基づき、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得して求償権を行使する「第三者行為求償事務」を行う。

保険給付に係る負担の公平性の確保と保険財政の健全化等を図る上で、第三者行為求償事務の取組は重要であり、市町村は、「第三者行為求償事務の更なる取組強化について」（令和3年8月6日付け保国発0806第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により、第三者行為求償事務の継続的な取組強化が求められている。

第三者行為求償事務は、保険事故に関係する第三者との過失割合の交渉、認定など

求償金額の確定、事故調査や債権管理等を含む専門的な知識を要するため、県内の市町村では、求償事務専門職員を配置して自ら事務を行うほか、国保法第 64 条第 4 項に基づき国保連合会への委託により実施されているが、人材や実施体制の強化が課題となっている。（図表 6－3）

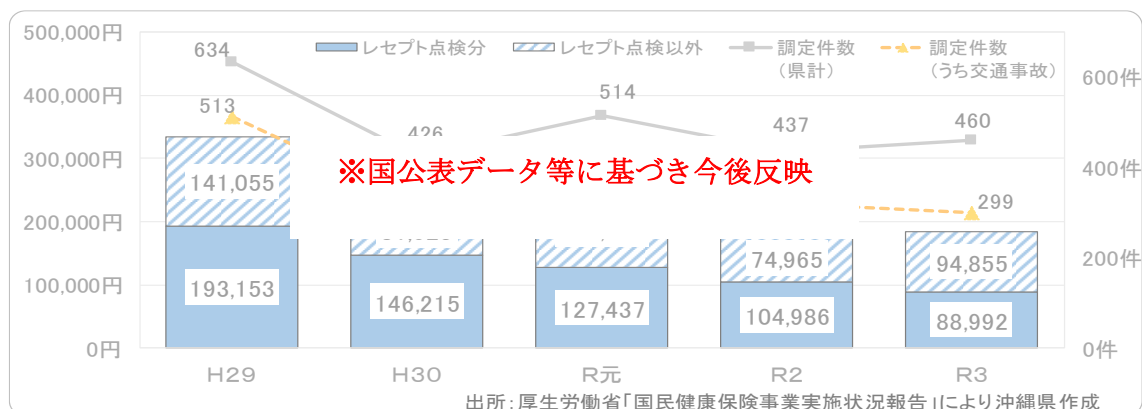
なお、令和 7 年 4 月から、県は、令和 5 年改正法による改正後の国保法第 64 条第 3 項に基づき、広域的又は訴訟や調停等の専門的見地から必要があると認められる場合に、市町村の委託を受けて、第三者行為求償事務を行うことができるものとされている。

また、国保保険者の求償漏れを防止し、第三者行為による傷病届の提出を確実なものとするため、平成 28 年 3 月に、県内市町村から委任を受けた国保連合会が損害保険協会との間で「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結し、令和 3 年 7 月に届出の様式を含む所要の改正を行い、覚書の再締結をした。このことにより、交通事故の加害者又は被害者が任意保険に加入している事案については、損害保険会社からの傷病届の早期提出が見込まれるが、本県における損害保険会社からの傷病届提出に係る支援率は令和 6 年度で 38.9%と全国（73.7%）に比べ 34.8 ポイント低いことから、覚書の遵守について損害保険会社と連携を図る必要がある。

（図表 6－4）

そのほか、第三者行為求償事務の対象となる可能性の高い食中毒及び犬咬傷事故有症者については、市町村単独ではその把握が困難である。当該事故情報の利用については、第三者行為の発見手段の拡大、保険給付の適正実施を図る面から有効であると考えられることから、県衛生担当部署及び那覇市保健所と連携体制を構築し、食中毒事故情報を県から有症者所在市町村へ提供可能とした。また、沖縄県動物愛護管理センターが把握する犬咬傷事故情報（宮古及び八重山地区除く）についても、県衛生担当部署を通じて、県から有症者所在市町村へ提供可能とした。（図表 6－5）

図表 6－3 第三者行為求償実績（平成__～令和__年度）



図表 6-4 交通事故に係る損保会社の傷病届出支援状況

	R 2		R 3	
	沖縄県	全国	沖縄県	全国
届出受理件数	※国公表データ等に基づき今後反映			24,819件
損保会社による支援件数				17,614件
支援率	32.4%	64.0%	47.9%	71.0%

出所：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」により沖縄県作成

※ 各市町村が受理した傷病届（損保関係団体との覚書の対象事案に限る）のうち、損保会社による傷病届の作成・提出支援があった件数及びその割合。

図表 6-5 食中毒及び犬咬傷事故情報の提供実績

	R 3		R 4	
	有症者所在市町村	有症者数	有症者所在市町村	有症者数
食中毒事故	※国公表データ等に基づき今後反映			44人
犬咬傷事故				24人

※先島地区(宮古・八重山)の犬咬傷事故情報は、令和3年8月から提供開始。

出所：沖縄県国民健康保険課

(2) 取組

県は、市町村、国保連合会及び関係機関等と連携し、県全体の第三者行為求償事務等の取組強化に資するよう、必要な調整、支援等を行う。

ア 傷病届の早期提出等の取組強化

市町村及び国保連合会は、損害保険関係団体との覚書に基づく傷病届の早期提出・励行に取り組むとともに、第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報に係る関係部署との連携等、一層の取組強化を行う。

イ 研修会の充実や先進事例の導入に向けた調査・推進

県は、保険者等における第三者直接求償の取組が適切に行われるよう、研修の機会等を活用して第三者行為求償事務の意義や役割の周知、第三者行為求償事務担当者の資質向上など具体的な指導・助言を行う。

さらに、国保連合会が専門性を発揮して効果的・効率的に第三者直接求償事務が行えるよう専門職員の確保等についても協力する。

また、国の第三者行為求償事務アドバイザーの活用や先進的な取組や好事例等の情報収集及び横展開を行い、市町村の求償事務を支援する。

市町村は、第三者行為求償事務担当者の資質向上のため、担当職員の研修参加に努める。

ウ 第三者行為求償の促進に資する広報

県、市町村及び国保連合会は、国保広報共同事業による広報活動を行うほか、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、傷病届出の義務について周知・広報に取り組む。

世帯主等による傷病届出の早期提出は保険給付の適正な実施につながることから、市町村は、被保険者向けの送付文書や広報誌等、多様な媒体を活用した広報に取り組む。

3 療養費支給事務の適正化

(1) 現状

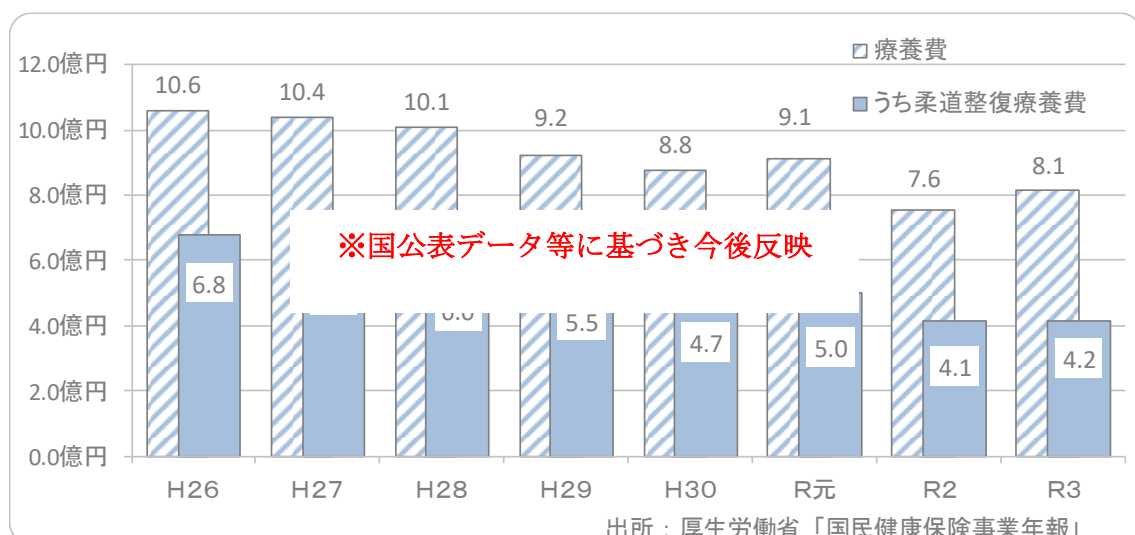
病気やケガをして診療を受けるときは、被保険者証を保険医療機関等に提示して、保険診療を受けるのが原則である。しかし、やむを得ない事情で保険診療を受けることができず自費で受診したときなど特別な場合には、被保険者は、その診療に要した費用を保険者に請求し、療養費の支給を受けることができる。

ただし、療養費が支給されるのは、保険診療を受けるのが困難な場合や、やむを得ない事情のため保険医療機関等以外の医療機関で診療や手当を受けた場合とされている。

なお、従来から柔道整復師の施術については、被保険者が一部負担金を柔道整復師に支払い、柔道整復師が残りの費用を保険者に請求する受領委任の取扱いが認められている。また、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費についても、平成 31 年 1 月から受領委任の取扱いが認められた。

令和 5 年度の療養費は約 8 億円、うち柔道整復療養費は約 4 億円となっており、減少傾向にある。（図表 6－6）

図表 6－6 療養費及び柔道整復療養費の推移（平成 26～令和 5 年度）



ア 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

柔道整復療養費の支給の適正化を図るため、多部位、長期又は施術回数が頻回傾向にある申請書については、市町村は、患者調査を実施し、施術状況を確認す

る体制を整えている。令和4年度は、34市町村が患者調査を実施している。

イ 海外療養費の支給状況

国保の被保険者が海外渡航中に海外の医療機関で治療を受けたとき、帰国後その費用の一部について払い戻しを受けられる海外療養費の支給に当たっては、支給申請を行う者自身が診療報酬明細書等の申請書類を翻訳して市町村に申請し、市町村は、診療内容の審査を行うこととされている。

また、国保連合会は、海外療養費不正請求対策業務として平成27年5月から市町村の委託を受けて、支給申請書の再翻訳及び現地医療機関への受診調査（電話調査・現地調査）を実施している。

令和5年度の1件当たり平均支給金額は、105,037円となっている。（図表6－7）

図表6－7 海外療養費支給状況（令和5年度）

	内訳	申請受付	申請件数	支給件数	支給金額	平均支給金額
沖縄県	11市	※国公表データ等に基づき今後反映			4,134円	19,267円
	11町				7,878円	27,878円
	19村				13,681円	14,426円
計	41市町村	6市町村	23件	20件	340,693円	17,035円

出所：厚生労働省「国民健康保険実施状況報告」

（2）取組

県は、市町村指導監督による定期的・計画的な指導、助言を行うとともに、事務の標準化を通じて療養費支給事務の適正化を推進する。

市町村は、柔道整復療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費について、国保連合会に設置された審査委員会の審査等を踏まえて支給の適否を判断するとともに、支給を決定する際は、保険者による点検や適宜、施術所や被保険者に照会を行い、適正な支給に努める。

ア 療養費の受領委任への取組

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費の受領委任の取扱については、今後とも全市町村の参加に向けた取組を推進する。

さらに、受領委任制度では、受領委任契約において、保険者や地方厚生局及び県の対応が定められていることから、不正請求に対する対応の強化を図る。

また、市町村においては、不正請求防止対策として、患者調査等に取り組むものとする。

イ 療養費支給事務の標準化

県は、市町村及び国保連合会と連携して、引き続き事務処理マニュアルを作成

し、療養費支給事務の標準化を図る。

また、柔道整復療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費、海外療養費について、先進的な取組や好事例等の情報収集及び横展開を行い、市町村の支給事務を支援する。

4 高額療養費支給事務の適正実施

(1) 現状

高額療養費制度は、高額な医療費が生じた場合に自己負担の軽減を図り医療保険の機能を有効とするために設けられている。一部負担金の額が一定の自己負担限度額を超えた場合に超える額の全額が支給される。

令和5年度の本県市町村国保の高額療養費は約____億円で、前年度と比べて__%__となった。(図表6-8)

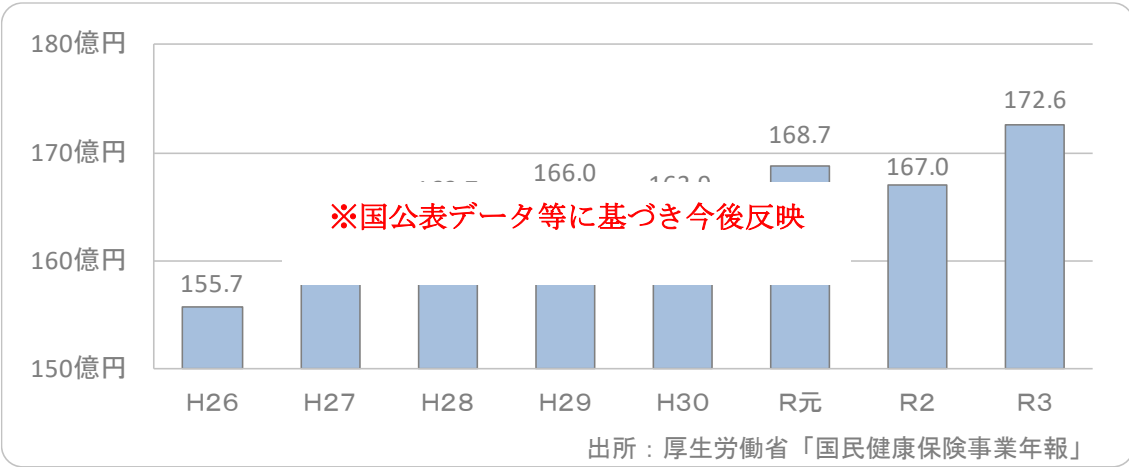
令和5年度の本県市町村国保における申請勧奨事務の実施状況を見ると、実施方法の違いはあるものの、全ての市町村で実施されている。(図表6-9)

高額療養費を受ける世帯の負担軽減のため、同一世帯で過去12か月の間に高額療養費が4回以上支給されることとなる場合には、自己負担額をさらに軽減する「多数回該当世帯の特例」が認められている。また、平成30年度から都道府県単位の資格管理が行われていることにより、県内の市町村間における住所異動であって、かつ、世帯の継続性が認められる場合には、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぎ、被保険者の負担軽減が図られることになった。

令和8年8月からは新たに年単位の上限額が設けられ、月ごとの自己負担額が積みあがっても、年間上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いが不要となるなど長期療養者へのセーフティーネット機能が強化された。

県は、こうした取扱いが適正に実施されるよう、支給勧奨事務に係る取組、世帯の継続性に係る判定及び高額療養費多数回該当の算定等については、次のとおり取り組むものとする。

図表 6－8 高額療養費支給額（一般＋退職）（平成 26～令和 5 年度）



図表 6－9 高額療養費支給勧奨の実施状況（令和 5 年度）

高額療養費の支給該当者への通知		申請の簡素化	
41市町村	支給額 14市町村	※国公表データ等に基づき今後反映	厚生労働省保険局 呆険課事務連絡)
	14市町村		13市町村

出所：沖縄県国民健康保険課

（2）取組

ア 高額療養費の支給勧奨事務

高額療養費の支給申請勧奨事務については、被保険者の制度の不知等による申請漏れを防止する観点から必要な業務であり、サービス向上に向けて、引き続き全ての市町村で実施するものとする。

イ 高額療養費の多数回該当の取扱い

沖縄県内の市町村間における住所異動があった世帯に係る高額療養費の多数回該当の取扱いについては、次の（ア）の基準及び（イ）の算定に従い、統一的に運用することとする。

（ア）世帯の継続性の判定基準

被保険者世帯員の療養に要した費用は、世帯主が負担したものとする取扱いの上、主たる生計維持者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することが原則となる。

a 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合

家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。

なお、一の世帯のみで完結する住所異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

（a）転入及び世帯主の変更等、当該世帯の構成員の数が変わらない場合の住

所異動。

- (b) 出産、死亡、社会保険離脱（加入）、生活保護廃止（開始）等による資格取得又は資格喪失等、当該世帯内の国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。

- b 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合
世帯主と住所の両方に変更がない世帯及び住所異動前の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認める。

(イ) 高額療養費多数回該当の算定

国保法施行令第29条の3第1項第1号により多数回該当の場合とは「既に高額療養費が支給されている月数が三月以上ある場合」と規定されているが、高額療養費の支給申請があれば直ちに支給実績としてカウントできるようにする管理上の目的から、世帯主及び県内市町村の負担軽減を図るため「申請があれば支給可能な該当回数」を支給回数とみなしカウントすることとする。

5 県による保険給付の点検、不正請求への対応等

(1) 現状

県及び九州厚生局沖縄事務所は、保険診療等（保険調剤を含む。）の適正化を図ることを目的として、保険医療機関等や保険医等（保険薬剤師を含む。）に対して共同で保険診療等の適正化指導・監査を実施している。（図表6-10）

保険医療機関等が、偽りその他不正行為により療養の給付に係る費用の支払いを市町村から受けたとき、市町村は当該保険医療機関等に対し、その支払った額について返還させることができるが、同一の保険医療機関等からの不正請求が県内の複数の市町村にまたがる場合など、返還金事務の広域的な処理が課題となっている。

図表6-10 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（令和6年度）

	個別指導			新規個別指導	集団的個別指導	監査				
	医科	歯科	薬			医科	歯科	薬局	計	
沖縄県	5	3	2	※国公表データ等に基づき今後反映		1	1	2	0	3

（単位：件）

出所：厚生労働省「令和4年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況」

(2) 取組

ア 広域的又は医療に関する専門的な見地から行う保険給付の点検

国保法第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村が行った保険給付の点検等を実施している。

点検を実施するに当たっては、平成31年3月に「沖縄県による給付点検調査事務処理方針」を策定し、令和2年1月に一部改正を行った。

令和2年2月には、国保総合システムに点検項目の抽出機能を追加し、また、広域的な見地からの給付点検事務を国保連合会へ委託している。

点検に当たっては、市町村間異動のレセプト縦覧点検や被保険者等から不正請求の疑いがある旨の情報提供を受けた保険医療機関等に係るレセプトを抽出するなど、効果的な点検を行う。

また、県の医療監視担当部局、介護・障害等の福祉担当部局と連携した保険給付の点検については、庁内の連携や組織体制を整え実施する。

イ 保険医療機関等による不正請求事案に係る返還金の回収等

国保法第65条第4項に基づき、県は、市町村から事務の委託を受けて、保険医療機関等による不正請求に係る返還金の回収を行うことが可能となった。

県は、平成30年度に市町村と協議し、委託の対象となる事案及び事務の範囲等を定めた「沖縄県保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に対する不正利得の回収に係る事務処理規約」を策定した。

県は、監査の結果等により判明した不正利得について、「沖縄県保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に対する不正利得の回収に係る事務処理規約」で定めた要件に該当する場合は、対象市町村と協議の上、市町村から委託を受け、不正利得の回収事務を行う。

6 資格の適用適正化と過誤調整等の取組

被保険者資格の取得、喪失に係る適用事務は、国保事業運営の基礎となるものであり、保険給付の適正実施を図る上で重要である。

(1) 居所不明被保険者の調査・確認

ア 現状

住所異動の事実を市町村長に届け出ることなく転出し、国保の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者が生じることにより、保険料（税）収納関係事務の円滑な処理が阻害される可能性がある。

令和6年度適用適正化状況調査（沖縄県調）によると、県内40市町村が居所不明者の資格喪失確認事務取扱要領を定めている。

イ 取組

市町村は、居所不明の被保険者に係る資格喪失の確認について、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」（平成4年3月31日付け保険発第40号厚生省保険局国民健康保険課長通知）に基づき、取扱要領を作成し、住民基本台帳担当課等との連携を図り、的確に行うものとする。

県は、指導監督等を通じて、取扱要領の策定に必要な支援を行う。

（２）所得未申告世帯の調査・把握

ア 現状

国保において被保険者の世帯の所得情報は、保険料（税）の賦課、法定軽減の適用、保険給付の一部負担金の負担区分の判定等に用いられている。

そのため、市町村は、各市町村の国民健康保険（税）条例において、住民税の未申告者に対し、所得が条例で定める基準以下であることにより申告義務が免除されている被保険者については、簡易申告制度の活用により所得実態の把握に努めるほか、申告義務があるにもかかわらず未申告の被保険者に対しては、条例に基づき申告を促して、所得を把握する必要がある。

イ 取組

市町村は、法定軽減の適用、一部負担金の負担区分の判定等を適切に行うため、所得未申告世帯の所得の把握に取り組む。

県は、市町村が抱える課題の把握に努め、必要な助言を行う。

（３）国民年金個人情報を活用した適用の適正化

ア 現状

日本年金機構と市町村との間で覚書を締結することにより、「市区町村用ねんきんネット」や紙のリスト（第２号被保険者資格喪失者一覧表等）の年金個人情報国保の被保険者資格の適用適正化に利用していたが、「市区町村用ねんきんネット」が令和元年１２月末に廃止されることとなったため、情報提供を希望する市町村は、改めて日本年金機構と契約を締結し、同機構が提供する「ねんきんネット（可搬型窓口装置）」を利用することで年金個人情報の利用が可能となった。

令和⁶年度適用適正化状況調査（沖縄県調）によると、県内３４市町村が日本年金機構と契約を締結している。

イ 取組

市町村は、日本年金機構との契約締結を進め、適用の適正化を推進するものとする。

県は、指導監督等を通じて、日本年金機構との契約締結の促進について助言を行う。

（４）過誤調整等の取組

ア 現状

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金に係る保険者間調整について

は、市町村国保相互、全国健康保険協会（協会けんぽ）等被用者保険者との間で行われているが、被保険者の資格取得の届出の遅れや市町村ごとの療養費支給判断基準が異なること等から、円滑な過誤調整の実施が課題となっている。

令和3年10月から本格運用を開始したオンライン資格確認の導入に伴い、各医療保険者が医療保険者等向け中間サーバーに登録した資格情報をもとに、被用者保険等と国保の資格が重複している者のリスト（以下「資格重複状況結果一覧」という。）が作成され、各市町村に提供されている。

イ 取組

県は、国保連合会及び関係団体と連携を図り、被保険者の資格届出の遅れなどに起因する過誤調整の解消に向けた取組や広報活動を実施する。

市町村は、被保険者資格の適正な管理を推進する観点から、「『資格重複状況結果一覧』を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」（令和4年11月29日付け保国発第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づき、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理を行う。

また、オンライン資格確認等システムへの被保険者資格情報の登録は、登録市町村自庁システムから国保情報集約システムを通じて行われているが、市町村自庁システムから国保情報集約システムへ連携する際にクリティカルエラー（致命的なエラー）となった被保険者資格情報は国保情報集約システムに登録できないため、国保連合会と連携を図り、クリティカルエラーの解消に努める。

第7章 医療費の適正化の取組

1 特定健康診査・特定保健指導の実施

(1) 現状

ア 特定健康診査の実施状況

特定健康診査（以下「特定健診」という。）とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第20条の規定に基づき、40歳から74歳までの被保険者を対象として実施される健康診査である。その内容は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目したものである。

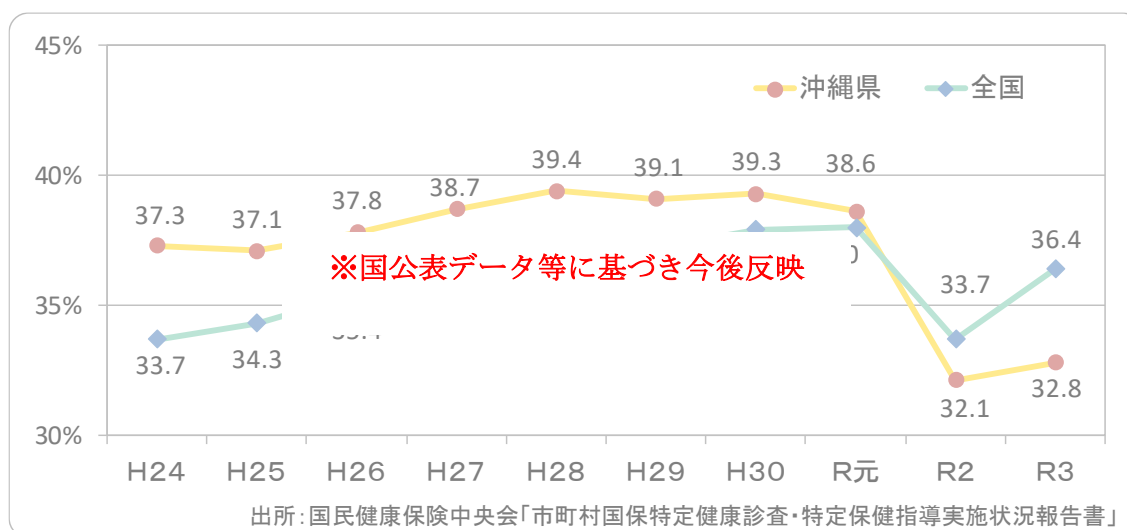
本県では、「第三期沖縄県医療費適正化計画（平成30年3月）」において特定健診受診率の目標値を定めており、令和5年度までに市町村国保において60%以上を達成するとしている。

令和__年度の本県市町村国保における受診率は__%（全国順位__位）で、全国平均（__%）より__、上記の目標受診率（60%）_____。（図表7-1、7-2）

市町村別に見ると、目標受診率（60%）に達しているのは__にとどまっており、引き続き受診率の向上が課題となっている。（図表7-3）

また、特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者及び予備群の占める割合は__%で、全国__位（全国平均__%）となっている。（図表7-4、7-5）

図表7-1 特定健康診査受診率の推移（平成__～令和__年度・市町村国保）



※国公表データ等に基づき今後反映

出所：国民健康保険中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書」

目標 60.0%
全国 36.4%
県平均 32.8%

※国公表データ等に基づき今後反映

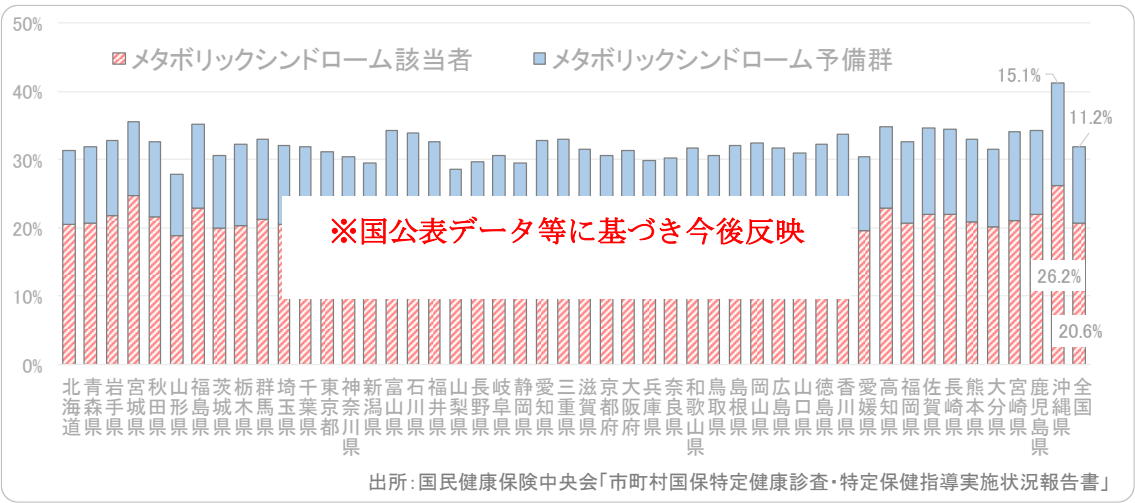
市町村	割合 (%)
那覇市	29.0
うるま市	26.0
沖縄市	28.0
宮古島市	28.0
石垣市	39.0
浦添市	28.0
名護市	34.0
糸満市	23.0
国頭村	23.0
大宜味村	23.0
東村	23.0
今帰仁村	23.0
本部町	23.0
恩納村	23.0
宜野座村	23.0
金武町	23.0
伊江村	23.0
読谷村	23.0
嘉手納町	23.0
北谷町	23.0
中城村	23.0
西原町	23.0
豊見城市	23.0
八重瀬町	23.0
与那原町	23.0
南風原町	23.0
久米島町	23.0
渡嘉敷村	23.0
座間味村	23.0
粟国村	56.0
波名喜村	49.0
南大東村	68.7
北大東村	66.0
伊平屋村	66.0
伊是名村	60.0
多良間村	60.0
竹富町	58.0
与那国町	58.0
南城市	40.0

出所：国民健康保険中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書」

※国公表データ等に基づき今後反映

調査年度	調査対象	メタボリックシンドローム該当者 (%)	メタボリックシンドローム予備群 (%)
H29	全国	18.0	14.6
	沖縄県	23.1	14.6
H30	全国	10.0	18.0
	沖縄県	9.0	15.0
R元	全国	12.2	17.8
	沖縄県	9.0	15.0
R2	全国	8.0	23.2
	沖縄県	26.4	15.6
R3	全国	20.6	11.2
	沖縄県	26.2	15.1

図表 7-5 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の全国比較（令和__年度・市町村国保）



イ 特定保健指導の実施状況

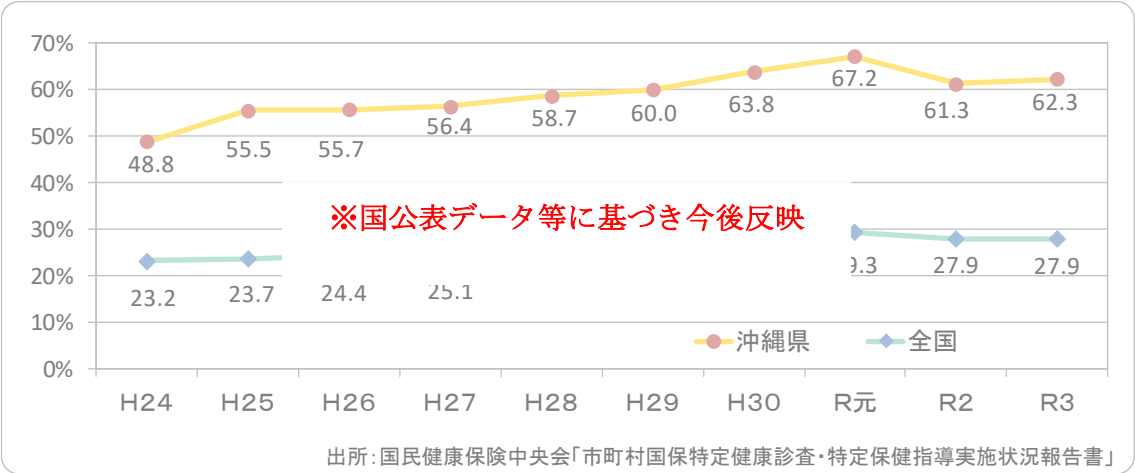
特定保健指導とは、高確法第 24 条の規定に基づき、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高い者に対し、医師や保健師、管理栄養士等が一人ひとりの身体状況に合わせた生活習慣を見直すための保健指導を行うものである。

本県では、第三期沖縄県医療費適正化計画の中で特定保健指導実施率の目標値を定めており、令和 5 年度までに市町村国保において 60%以上としている。

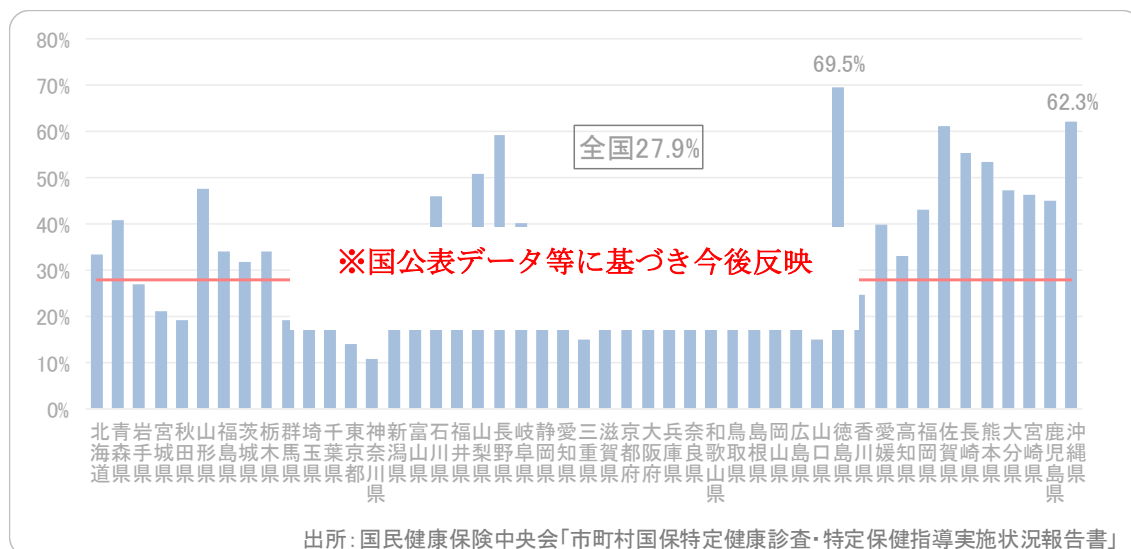
令和__年度の本県市町村国保における実施率は、__%（全国順位__位）で、全国平均（__%）より高く、上記の目標実施率（60%）_____。（図表 7-6 ～ 7-8）

市町村別で見ると、目標実施率（60%）に達しているのは__市町村で、引き続き実施率の維持と向上の取組が必要となっている。

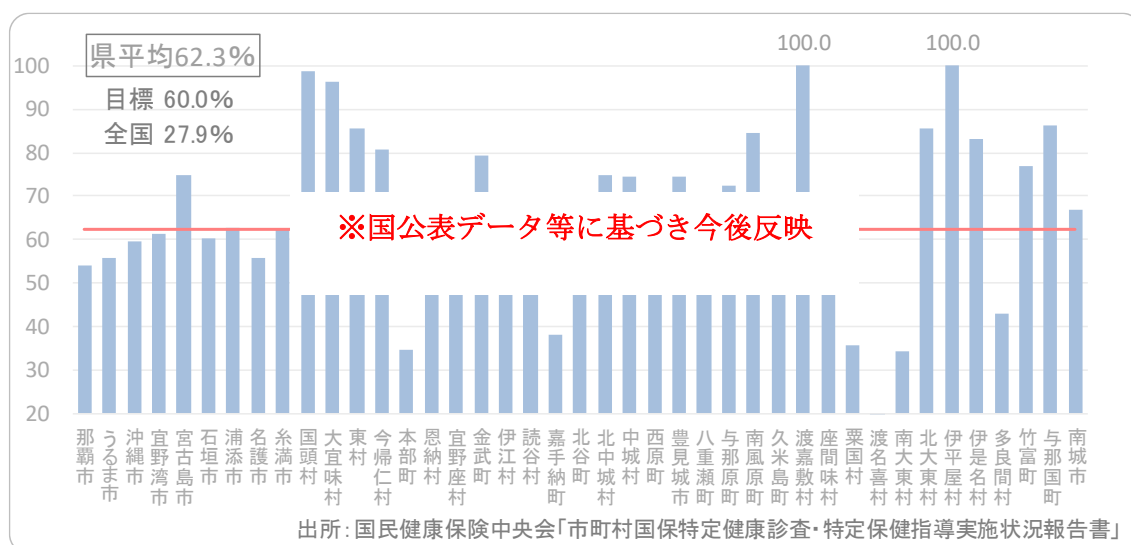
図表 7-6 特定保健指導実施率の推移（平成__～令和__年度・市町村国保）



図表 7-7 特定保健指導実施率の全国比較（令和__年度・市町村国保）



図表 7-8 特定保健指導実施率の市町村比較（令和__年度・市町村国保）



（２）取組

特定健診受診率及び特定保健指導実施率（以下「特定健診受診率等」という。）は、「第四期沖縄県医療費適正化計画」との整合性を図るため、「令和 11 年度における特定健診受診率等を 60%以上」を目標とする。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者の減少率をいう。）については、第四期沖縄県医療費適正化計画との整合性を図るため、「令和 11 年度時点で平成 20 年度比 25%以上」を目標とする。

上記の目標を達成するため、全県的な取組や地域の事情を踏まえた支援を次のとおり行う。

ア 先進的な事例の収集及び情報提供

県は、市町村における特定健診受診率等を高めるため、受診者に配慮した健診の時期や時間帯の設定、継続受診の促進に関する取組などの先進的な事例を収集し、情報提供を行う。

イ 被保険者に対する広報・普及啓発等

市町村は、特定健診の受診率向上のため、健診受診の必要性や受診の仕組みなどを分かりやすく説明し、未受診者に対する個別の受診勧奨等の取組を行う。

県は、市町村及び国保連合会と連携し、特定健診受診促進に係る広報を共同実施するとともに、広報誌等の媒体を活用した普及啓発に取り組む。

ウ 市町村に対する助言及び支援

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、特定健診の受診率向上などの対策に積極的に取り組む市町村を支援する。

また、国保連合会と連携し、各種研修会・意見交換会を開催し市町村担当者の実務能力向上に努めるとともに、第四期特定健康診査等実施計画に基づく取組を行えるよう、市町村に対し適切な助言及び指導を行う。

エ 個人への分かりやすい情報提供の実施・インセンティブの提供

国においては、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドラインについて」（平成 28 年 5 月 18 日付け保発 0518 第 1 号厚生労働省保険局長通知）を示し、国民一人ひとりが自らの健康は自らがつくることを意識づけるとともに、市町村においては、健診結果を分かりやすく提供することなど健康に対する気付きにつながる取組が求められている。

また、健康無関心層に対しては、インセンティブを与えることにより、本人の健康づくりへの「きっかけづくり」になると考えられている。

市町村は、I C T等を活用した個人への分かりやすい情報提供に努めることとする。

県は、国保連合会と連携し、個人への分かりやすい情報提供を市町村が実施できるよう助言をするとともに、個人へのインセンティブに関する取組などの先進的な事例を収集し、情報提供を行う。

オ 関係機関との効果的な連携

県及び国保連合会は、医師会等の関係機関と連携し、特定健康診査情報受領事務（トライアングル事業）等の推進を通して、被保険者の通院先の医療機関における健診情報の活用等により、特定健診の受診率向上を促進する。

2 生活習慣病の発症予防・重症化予防

(1) 現状

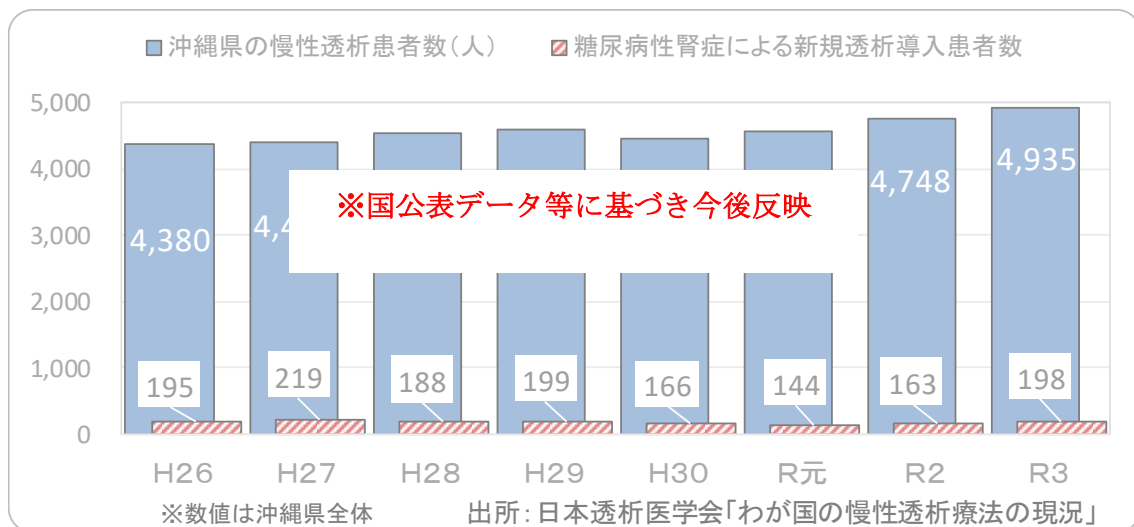
本県では、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が、全国で最も高くなっている。死因別では、県民の2人に1人は生活習慣病に関連する悪性新生物、心疾患（高血圧性を除く。）、脳血管疾患、糖尿病等で死亡していることから、メタボリックシンドローム該当者及び予備群が、今後、生活習慣病に移行しないよう取り組む必要がある。

なかでも糖尿病は、脳血管疾患や急性心筋梗塞などを発症するリスクを高め、重症化することにより神経障害や失明、腎臓の機能低下など様々な合併症を引き起こす。

加えて糖尿病性腎症が重症化し透析療法が必要となった場合、患者の生活の質を著しく低下させるとともに、国保財政にも大きな影響を及ぼす。

本県においては、透析患者は増加傾向にあり、糖尿病性腎症による新規透析導入患者数は年間180人程度で推移しているため、糖尿病の重症化を予防し、透析に移行しないための取組を推進する必要がある。（図表7－9）

図表7－9 沖縄県の慢性透析患者数及び糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の推移



(2) 取組

ア 保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく事業実施

市町村は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号）に基づき、健康・医療情報を活用して、医療機関を受診している被保険者等の状況や、優先的に取り組むべき健康課題を把握した上でデータヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する。

県及び国保連合会は、計画の推進に当たって、国保データベース（KDB）シ

システム（以下「KDBシステム」という。）等を活用した健康・医療情報の分析や研修会の実施等により、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組が充実するよう支援を行う。

イ 糖尿病性腎症重症化予防の推進

本県では、県、沖縄県医師会、沖縄県糖尿病対策推進会議及び沖縄県保険者協議会の四者が共同し、対象者の選定基準、かかりつけ医・専門医等の連携等について記載した沖縄県版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を平成29年3月22日に策定した。

本プログラムは、医療機関未受診者、糖尿病治療中断者だけではなく、通院患者のうち重症化リスクの高い者も対象としていること、抽出指標として、一年当たりの腎機能低下率（ $\Delta eGFR$ /年）を加えていること、保険者・かかりつけ医・専門医の連携協力を明記していること、評価指標の項目を設定し、評価方法を統一していることが特徴である。

市町村は、沖縄県版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、重症化リスクの高い医療機関未受診者・糖尿病治療中断者に対する適正な受診勧奨や保健指導を行い、治療に結びつける取組を実施するとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して保健指導等を行う。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、糖尿病性腎症重症化予防対策に積極的に取り組む市町村に対する支援を行う。

本県では、令和__年__月末時点で41市町村全てで取組を実施しており、引き続き取組の強化に努めていく。

ウ 予防・健康づくり支援に関する交付金の活用

国は、人生100年時代を見据え、令和2年度に予防・健康づくりに関する交付金制度を強化し、県及び市町村に対し、予防・健康づくり事業の積極的な企画実施を求めている。

市町村は、当該交付金を活用し、より効果的かつ積極的に保健事業を行うこととする。

県は、市町村における保健事業を促進するため、当該交付金を活用し、市町村支援に効果的な事業を実施する。また、県内の複数の市町村にまたがる場合など広域的な調整を必要とする事項について、庁内関係課、保険者協議会及び国保連合会等と連携を図る。

3 適正受診、適正服薬の促進

(1) 現状

適正受診及び適正服薬を促すことは、患者の負担軽減や医療保険財政の改善に資するため、その取組が求められている。

令和__年度において、一つの傷病について同一月内に複数の医療機関を受診する重複受診者や同一診療科目の頻回受診者及び同一薬剤の重複服薬者等の被保険者への文書通知等を実施している保険者は、全 41 市町村のうち__市町村となっている。

こうした取組により重複受診等の抑制に努めるとともに、被保険者にとって受診抑制とならないように留意しつつ、適正受診・適正服薬に向けた意識啓発の必要がある。

(2) 取組

市町村は、重複受診者や頻回受診者及び重複服薬者等に対し、保健師等が受診内容を分析し、主治医と連携しながら、訪問指導等の取組を進めるよう努めることとする。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、適正受診・適正服薬に積極的に取り組む市町村に対する支援を行い、関係団体等と連携を図り取組を進める。

県及び市町村は、被保険者が「お薬手帳」やマイナンバーカードを用いた「電子処方箋」を活用し、受診する医療機関や保険薬局において提示することや、「かかりつけ薬局」を持つことで適切な投薬がなされるよう、保険医療機関等の協力を得ながら被保険者に対する普及啓発に取り組むこととする。

4 後発医薬品の使用促進

(1) 現状

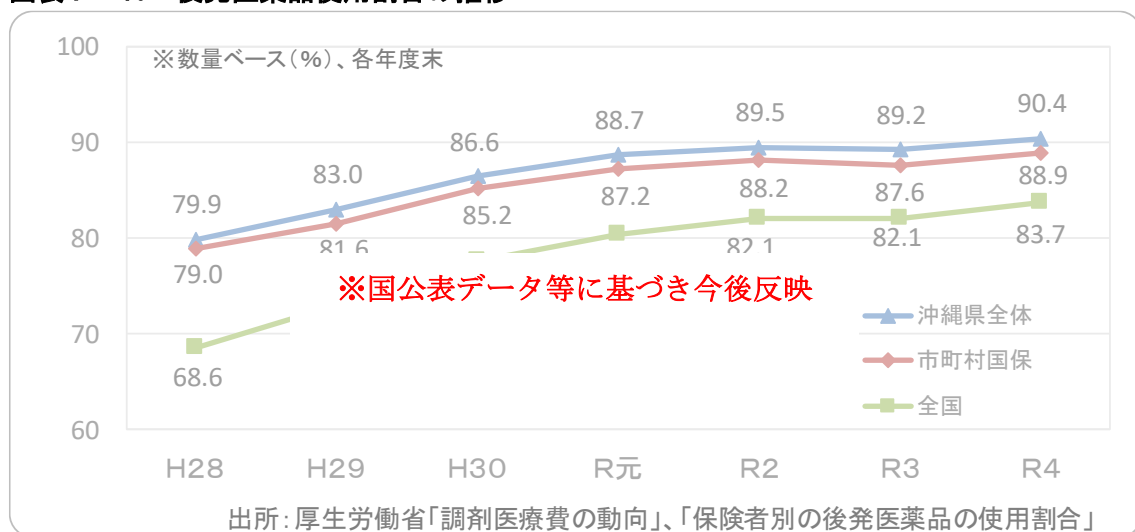
後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認されたもので、一般的に先発医薬品に比べ安価であることから、後発医薬品を普及させることは、患者の費用負担の軽減や医療保険財政の改善につながる。

令和元年度以降の本県における後発医薬品の使用割合を見ると、被用者保険を含む全保険者の全国平均を上回り、全国トップで推移している。このうち、本県市町村国保の状況を見ると、県全体の平均を下回っているが、令和元年度以降、87%以上の高い水準で推移しており、取組は進んでいると言える。（図表 7－10）

また、令和 2 年度から全ての市町村が、後発医薬品の差額通知の作成を国保連合会に委託している。

バイオ後続品（バイオシミラー）は、先発バイオ医薬品とほぼ同じ有効性及び安全性を有し、安価であり、後発医薬品と同様に医療費適正化効果が見込まれている。品目によって普及割合は異なるものの、令和 6 年度の本県における使用割合（数量・成分数ベース）は 38.9%となっている。

図表 7-10 後発医薬品使用割合の推移



(2) 取組

後発医薬品の使用割合について、国は「後発医薬品の数量シェアを 2023 年度末までに全都道府県で 80%以上とする」という政府目標を、金額ベース等の観点で踏まえて見直すこととしていることから、第四期沖縄県医療費適正化計画においては、当面の目標を現状維持の「86%以上」とし、今後、新たな政府目標を踏まえ数値目標を設定することとしている。同計画と整合性を図るため、当面の目標を「86%以上」とし、引き続き以下の取組を行う。

市町村は、後発医薬品の差額通知及び使用促進に取り組むこととする。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、後発医薬品の使用促進に取り組む市町村を支援する。

国保連合会は、後発医薬品の調剤実績や削減効果実績の作成について、市町村に必要なデータを定期的に提供する。

バイオ後続品については、今後、国の施策を踏まえ、県、医療保険者、関係機関等で連携し、県民への普及啓発等に取り組む。

5 医療費通知の実施

医療費通知は、被保険者に受診年月、受診者名、医療機関名、医療費の額等を通知することにより、健康に対する認識を深めてもらうとともに、国保事業の円滑かつ健全な運営に資することを目的として行うものである。

本県では、平成 27 年度以降全ての市町村で実施されており、通知回数については、令和元年度に市町村と協議した結果、年 3 回を標準とすることが決まった。また、医療費通知の作成については、令和 8 年 4 月 1 日現在で、全ての市町村が国保連合会に委託しており、同通知には、平成 29 年度税制改正に伴い厚生労働省が定めた標準項目の全て

と、柔道整復療養費を記載している。

市町村は、医療費通知を引き続き実施するよう努める。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、市町村との協議で標準と定めた年3回の医療費通知に取り組む市町村に対する支援を行う。

6 高医療費~~の~~市町村の医療費適正化の取組

国保法第 82 条の2 第2項第5項の規定に基づき、医療費が高額となった又は高額になると見込まれる市町村は、医療費が高くなる要因分析を行うとともに、その分析結果に基づいた医療費適正化に必要な対策に取り組むものとする。

県及び国保連合会は、医療費が高額となる又は高額になると見込まれる市町村の状況等を適切に把握し、当該市町村の医療費適正化に必要な対策への助言及び支援を行うものとする。

7 医療費適正化計画との関係

第四期沖縄県医療費適正化計画に定める取組との整合性を図るため、上記の取組のほか、同計画において定められる保険者としての取組については、本運営方針に記載されたものとして取り組むこととする。

第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

1 市町村が担う事務の標準化等の推進

(1) 現状

市町村が担う保険者事務については、市町村ごとに体制や運用等に違いがあることから、事務処理を標準化することにより、効率化が期待できる。

平成30年度から都道府県単位化されたことから、事務の標準化は、被保険者サービスの平準化、利便性の向上、将来的な保険料（税）の統一に向けた環境整備につながる等の観点から重要である。また、保険医療機関、他の保険者等との間の事務運用の統一が求められており、事務の標準化・統一に当たっては、システム改修が必要となるなどの財政面への影響も課題となっている。

県は、令和元年度までに被保険者証の様式や更新時期、有効期限の統一、保険料（税）及び一部負担金の減免基準の要綱例の作成等について、市町村と協議し、事務の標準化に取り組んできた。

(2) 取組

事務の標準化については、可能な限り進めていくこととし、標準化の実施に関する方針は、別表第1に定めるとおりとする。

特に、被保険者の負担の公平化を図る観点から、市町村が行う事務処理の標準化を進めるものとし、県は、市町村及び国保連合会と連携し、事務処理要領の作成等による標準設定を行う。

既に標準設定等を行った項目については、市町村の実施状況を把握するよう努める。

また、県が推進する事務の標準化への対応に必要なシステムの改修に係る費用については、県保険給付費等交付金のうち特別交付金等を活用して支援する。

2 市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進

(1) 現状

本県では、市町村が担う保険者事務の多くが国保連合会の共同事業として実施されている。

事務の共同実施にあたり、効果的・効率的な運営を図るため、事務の標準化や共同実施の体制整備等について、意見調整が必要となる。

(2) 取組

別表第2に掲げる国保連合会による共同実施・共同事業については、引き続き実施するものとする。また、県、市町村及び国保連合会は、国保連合会への委託により効

率化が見込まれるものについては、連携会議において必要な検討を行い、共同実施を進める。

県は、国保連合会による共同事業を促進するほか、各市町村が主体的に共同実施に取り組むことで事務の効率化が見込まれるものについては、県保険給付費等交付金のうち特別交付金等を活用して支援する。

3 市町村事務処理標準システム等の導入

(1) 現状

平成30年(2018年)度の国保改革時に、国は保険者事務の標準化の基盤となる「市町村事務処理標準システム」(以下「標準システム」という。)を開発し、市町村に無償で提供することとしている。また、市町村の標準システムの導入を促進するため、国の財政支援及び技術的支援が実施されている。

標準システムを導入することにより、市町村ごとに異なる事務処理の標準化が進み、制度改正の度に必要とされるシステム改修費用の削減、さらにクラウド形態による共同利用により保守管理費用の節減を図ること等が期待される。

また、国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和6年12月24日閣議決定)において、令和7年度までに、国保を含む基幹業務のシステム標準化を目指すとしてきた。デジタル庁が調達するガバメントクラウドの活用にあたり、国保に係る業務支援システムにおいては、標準準拠システム(国が策定した標準仕様書に適合するシステム)への切り替えが必要とされている。

本県では、令和8年3月末時点で13市町村が標準システムを導入している。このうち6市町村はガバメントクラウドにより、標準システムをクラウド環境で利用している。

(2) 取組

県は、国からの通知や情報を市町村に提供し、標準準拠システムの導入を支援する。

第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する規定が整備され、令和2年4月から施行された。

令和__年度において、__市町村が後期高齢者医療広域連合から委託を受けて高齢者の保健事業を実施している。

市町村は、関係する部局と庁内連携体制を構築し、事業の基本的な方針を作成し、市町村の保健事業、後期高齢者医療制度の保健事業及び介護保険制度の予防事業を一体的に実施するよう取り組むこととする。

県は、県内及び他都道府県における保健医療サービスと福祉サービス等との連携に関する好事例を横展開していくとともに、国保連合会と連携し、KDBシステム等の情報基盤を活用して、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、市町村における保健事業の運営が円滑に行われるよう必要な支援及び助言を行う。

2 がん検診及び歯科健診との連携

（1）がん検診

がん検診は、がんの予防及び早期発見のために重要であり、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき、健康増進事業として、市町村が実施している。市町村のがん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添。以下「国指針」という。）により、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5つが定められている。

令和__年度は、__市町村が国指針に示される5つのがん検診全てを実施している。

また、受診率だけでなく精密検査受診率の低い市町村もあるため、受診率と精密検査受診率の向上が課題である。

県及び市町村は、関係部局で連携し、がん検診の対象年齢や検診項目及び検診体制を国指針に沿って整え、受診率及び精密検査受診率の向上に努める。

（2）歯科健診

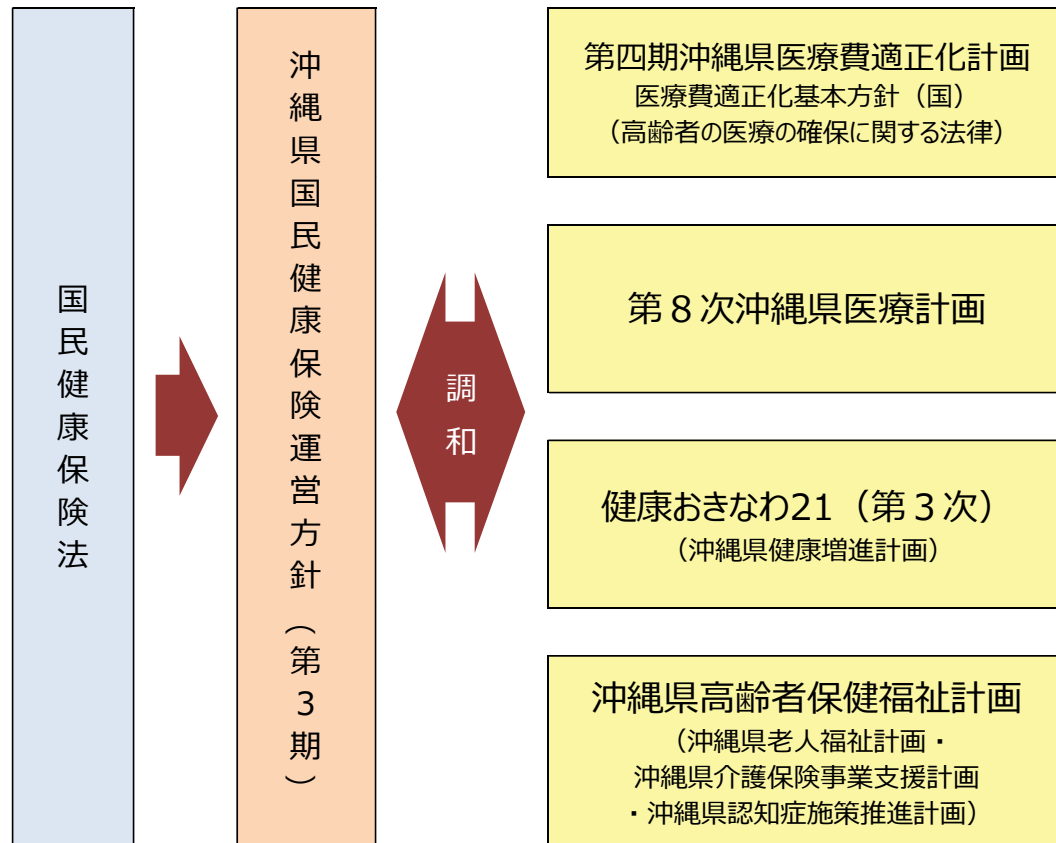
歯・口腔の健康は、全身の健康の保持に重要な役割を果たしており、高齢者の保健事業におけるフレイル予防対策としても重要である。

令和3年度は、23市町村が歯科健診を実施している。

県及び市町村は、関係部局で連携し、歯科健診の実施及び受診率の向上に努める。

3 他計画との整合性

県は、本運営方針に定める施策のほか、「第8次沖縄県医療計画」、「健康おきなわ21（第3次）」、「沖縄県高齢者保健福祉計画」等関連する保健・医療・福祉サービスに係る県計画等と整合性を図り、取り組むものとする。



第 10 章 施策の実施のための体制

1 関係機関相互間の連携

本運営方針に基づき、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るためには、県、市町村及び国保連合会等、関係機関相互の連携及び協力が重要である。

（１）県、市町村及び国保連合会の連携

県は、市町村及び国保連合会との適切な役割分担の下、本運営方針に定める施策の実施等について連携を図るため、県と市町村、国保連合会との協議の場として、「沖縄県国民健康保険運営連携会議」を開催する。

県及び国保連合会は、市町村との連携を強化するため、必要に応じ、各地区国民健康保険協議会の場を通じて、地域の実情把握に努める。

また、本運営方針に定める施策を着実に進めるため、県、市町村及び国保連合会は、必要に応じ、相互間で人事交流を行うものとする。

（２）他の保険者、関係団体等との連携

本運営方針に定める施策の実施に当たっては、必要に応じ、沖縄県保険者協議会（事務局：沖縄県）等の場を通じて、他の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部、共済組合、沖縄県医師国民健康保険組合、沖縄県後期高齢者医療広域連合等）及び関係団体等との連携を図る。

（３）県の庁内関係課との連携

本運営方針に定める施策の実施に当たっては、必要に応じ、庁内関係課と連絡・調整を行い、保健医療、福祉、病院事業、収納対策等の連携を図る。

2 PDCAサイクルの実施等

県は、本運営方針（Plan）に基づき、国保事業の安定的な運営、市町村が担う事務の標準化・効率化・広域化等の推進及び医療費の適正化等を推進するため、毎年度、本運営方針に定める県、市町村及び国保連合会等の取組（Do）の状況を把握して評価を実施し（Check）、必要な見直しを行う（Action）。

その際、本運営方針に定める成果目標のほか、国の定める保険者努力支援制度（都道府県分・市町村分）の評価指標を活用する。

県は、取組状況の評価、施策及び取組等の見直しに当たっては、市町村及び国保連合会と上記 1（１）の連携会議において協議を行うものとする。

連携会議における協議を踏まえた事項を沖縄県国民健康保険運営協議会に諮るものとする。

別表第 1（第 8 章関係）保険者事務の標準化の実施

項 目			標準化の実施方針（実施時期）	実施	統一
1	資格確認書 (注)	資格確認書の様式	令和 5 年12月12日付け厚生労働省事務連絡「資格確認書の様式等について」の別添 1（様式例：必須記載事項のみ（カード型））を標準とする。 <u>（令和 6 年 6 月実施済）</u>	○	
		新証（様式）の交付	交付月日は <u>毎年度 8 月 1 日</u> とする。（実施済）	○	○
2	基準	保険料(税)減免基準	標準要綱例を作成（平成31年 4 月実施済）	○	
		一部負担金の減免基準	標準要綱例を作成（平成28年 3 月実施済）	○	
		療養費支給基準	事務処理要領を作成（令和 5 年度以降）		
		高額療養費の多数回該当	県内で住所異動した世帯の継続性判定基準は、国の参酌基準どおりとする。（平成30年 4 月実施済）	○	○
3	資格	資格取得・喪失届出勧奨事務	標準化を目指す		
		資格適用の適正実施	年金個人情報及びオンライン資格確認等の活用による適正実施の効率化を推進		
4	保険給付	出産育児一時金給付事務	50万円に統一（令和 5 年 4 月実施済）	○	
		葬祭費支給事務	令和 6 年度以降、引き続き検討		
		限度額認定証・特定疾病受療証	様式は省令様式で統一（平成30年 4 月実施済）。事務の適正実施を推進	○	○
		高額療養費勧奨通知	支給申請の勧奨通知は実施済。事務運用の標準化は引き続き検討。	○	
5	医療費適正化・保健事業	医療費通知	様式の統一化（平成30年度実施済）	○	○
			年 3 回通知を標準とする。（令和 2 年実施済）	○	
		後発医薬品差額通知	様式の統一化（令和 2 年度実施済）	○	○
		特定健康診査	自己負担額「無」とし、統一（平成30年 4 月実施済） <u>特定健診受診券の様式について県内共通した様式（県内統一様式）</u> を標準とし、有効期限 3 月末を標準とする。（平成30年 4 月実施済）	○	
6	その他	情報セキュリティ対策	基幹系システムと情報系システムを物理的かつ論理的に分離する等、情報の保管・移送・消去などの取扱は、国の通知に基づくセキュリティ対策を行う。（実施済）	○	

（注）紙の被保険者証は令和 6 年12月 2 日に廃止

別表第2（第8章関係）国保連合会による保険者事務の共同実施・共同事業

項 目		事務・事業等
1	通知等の作成 (注)	<u>資格確認書</u> 等用紙共同調達
		高額療養費支給申請帳票
		高額介護合算療養費支給申請帳票
		医療費通知（減額査定通知を含む）
		後発医薬品差額通知
2	計算処理	高額療養費支給額計算処理業務
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務
3	統計資料	I J ネット、K D B システム、国保事業状況報告支援システムの運用
4	資格管理	資格集約管理業務
		被保険者資格異動処理業務
		資格給付確認業務
5	保険給付	給付記録管理業務
		レセプト点検（二次点検）・担当者研修会
		<u>第三者行為求償事務・管理者及び担当者研修会</u>
		<u>海外療養費（審査）・海外療養費不正請求対策業務（再翻訳及び受診調査）</u>
		柔道整復療養費（審査支払・患者調査）
		あはき療養費（審査支払・患者調査）
		療養費代理受領方式による保険者間調整
		オンライン資格確認に係るレセプトの振替・分割業務
6	保険料（税）徴収	徴収・収納対策管理監督者及び実務担当者研修会
7	医療費適正化	後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成
		医療費適正化に関するデータの提供
8	保健事業	データヘルスに関する取組を支援する研修会
		特定健康診査・特定保健指導研修会・意見交換会
		特定健康診査・特定保健指導実施機関との集合契約の締結
		特定健康診査情報受領事務（トライアングル事業）
9	その他	広報共同事業（保険料（税）納付促進、特定健診受診促進、第三者行為求償周知、医療費適正化等）
		研修会（理事者、実務者及び新任職員）
		国庫補助金等関係事務
		共同処理データの提供
		市町村事務処理標準システム国保共同クラウド（ <u>ガバメントクラウド</u> ）事業

（注）紙の被保険者証は令和6年12月2日に廃止

沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）

発行年月 令和9年 月

発 行 沖縄県保健医療部国民健康保険課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-866-2304 FAX 098-866-2326

本運営方針は、沖縄県保健医療部国民健康保険課のホームページにおいて常時閲覧できます。

